

慰霊のモニュメントと「銃後」社会 石川県における忠霊塔建設運動 本康宏史

Memorial Monuments to the War Dead and the "Home Front" Society: The Movement to Build Monuments to the Loyal War Dead in Ishikawa Prefecture

- ① 慰霊のモニュメント
- ② 「明治記念標」と招魂祭維持講
- ③ 石川県の忠霊塔建設運動
まとめにかえて

【論文要旨】

近年、戦争記念碑に関して、近代社会を特徴づける「モニュメンタリズム」を表象する「非文献資料」ととらえる研究がすすみ、その学問的意義がしだいに理解されるようになってきた。その際、戦争記念碑は「癒し」の行為を表す象徴であった」だけでなく、「戦争の歴史化と再歴史化にも重要な役割を果たしてきたものである」という指摘がある。つまり、戦争というものがいかに記憶されるべきか、戦争では誰が記憶されるべきなのか、という問題をめぐって、戦争記念碑はまさに論争の的になってきたのである。

本稿では、こうした観点から、まず、石川県における戦争記念碑（戦前期）の全体像を概観。さらに、金沢兼六園の西南戦争戦没者慰霊碑Ⅱ日本武尊像の建設事情、並びにこれを支えた地域社会の特色について考察を試みた。

これに加え、明治後半頃から、かつて城下町の郊外「卯辰山」の招魂社で行われて

いた招魂祭が、城下中心部の「兼六公園」、とりわけこの「明治記念之標」（日本武尊像）前において開催されている点にも注目した。以後、金沢の招魂祭は、兼六園周辺で祝祭的に開催されることが常となり、日清戦争前後からは、「招魂祭維持講」をも組織するに至る。

一方、慰霊碑——慰霊標——慰霊塔の系譜を意識しつつ、昭和十年代に展開した「忠霊塔」建設運動について、「銃後」社会の形成過程を背景に、その運動の性格、さらに石川県下での実態を（他県との比較を交え）紹介している。

① 慰霊のモニュメント

1 戦没者慰霊碑の諸相——碑・標・塔——

「慰霊空間」と慰霊碑

死者を弔い霊を慰める場合、具体的な慰霊の対象となるのは、一般に、代々の墓碑や仏壇、位牌などに憑る祖先の霊、さらに近親者の遺影など、「イエ」共同体に属した諸表象である。しかし、国家神道の強い影響下にあった戦前期の日本では、戦死者の霊魂¹⁾「英霊」に対して慰霊行為を営む際、特定の場所が設定されていた。すなわち、①忠魂碑・忠霊堂での慰霊祭、②共同墓地や墓碑（合葬碑）での慰霊式典、③招魂社・護国神社における招魂祭などである。これらの「場所」は、いわば「慰霊空間」と呼ぶことができよう。

本稿では、戦争死者に関する記念施設の立地と形象が、近代社会においてどのような様相をみせるのか、それが「銃後」の社会とどのように連携していたかについて、とりわけ「忠霊塔」の諸相を軸にみてみることにする。

その際、都市の精神空間論的なアプローチ、いわば「慰霊」の営みをめぐる場所性の検証はさて通れない問題といえよう。このような議論に関して、宗教社会学者デイビッド・E・ソーファアは、「宗教と景観」という論稿で、「宗教的建造物の様式、方位および密集度、共同墓地の土地使用、(略)これらは、宗教体系がその土地に形に現れた伝統的な諸相をもたらすのに効果をあげている」と指摘している。²⁾このように宗教的施設の成立条件が一定の景観や場所性を示すことは、我が国においても経験的に了解しうるところではないだろうか。

ところで、このような近代の「慰霊空間」に関する考証は、従来いろいろな立場からさまざまに試みられて来た。³⁾近年では、赤澤史朗氏に戦

争と神社に関する包括的な研究があり、原田敬一、横山篤夫、森岡清美・今井昭彦、坂井久能氏らの陸軍墓地や招魂社・護国神社の立地に関する実証分析も注目されている。さらに、北陸地域においても市川秀和氏による福井市の足羽山招魂社の「場所性」に関する分析があり、筆者もこれらに関する若干の検証を試みてきた。⁴⁾また、この問題に関しては、檜山幸夫氏の研究グループも精力的に全国各地の事例を調査しており、筆者も調査団の一員として、多くの教示を得るとともに若干の情報提供を行っている。⁵⁾

いずれにせよ、こうした精神空間論的なアプローチをふくめ、いわば「慰霊空間」の社会史の試みが、とりわけ戦争の近代史を語るうえで有効な方法になるものと思われるのである。というのも、空間を重視する方法としての都市史⁶⁾「社会史的都市史」では、「都市は多様な社会集団とその文化の集合体として捉えられる」とされるからである。⁷⁾ここでは、諸社会集団の関係性そのものである「都市空間」を制度や施設によつて管理・秩序化していくことが、都市の「近代化」の内容とされている。だとすれば、社会史的方法・視点を、慰霊をめぐる近代史研究にどのように活用することができるかが、改めて問われなければならない課題といえよう。

さて、このうち本稿で問題とする忠魂碑・忠霊塔や記念碑は、(イ)神社(招魂社)や墓地(軍人墓地)のような明らかな宗教施設ではなく、(ロ)地域住民の比較的身近にあつて(日常空間)、しかも目立つ存在であり、(ハ)形象や名称が碑ごとにバラエティに富むことで、それぞれの建碑意図を含蓄するものといえる。とくに(イ)の性質に関しては、長きにわたる議論があるが、近年、粟津賢太氏が示したように、「招魂碑」から「記念碑」、「記念碑」から「忠魂碑」、「忠魂碑」から「忠霊塔」へ、という漸次的な変化のなかに、碑が宗教化される文脈を見いだすことができるとする議論もある。⁸⁾

以上の論点を参考にしつつ、本稿では、石川県下におけるいくつかの戦争記念施設（具体的には「明治記念標」や「石川県忠霊塔」）を事例に、戦没者慰霊碑等の漸次的な変化とその社会的背景をたどってみたい。

モニュメントとメモリアル

近年歴史学の分野では、戦争記念碑を、近代社会を特徴づける「モニュメンタリズム」を表象する基本的な「非文献資料」ととらえ、その学問的な意義がしだいに理解されるようになって来た。⁽⁹⁾ 例えば、ベトナム戦争記念碑等の研究者であるアメリカの社会史家ジョン・ボドナーは、戦没記念碑を「エリート歴史観と個別民衆的価値との対話、あるいは闘争の場であり、妥協の場でもある。その相互作用の結果として公的記憶（public memory）が産出するのである」と指摘している。⁽¹⁰⁾

また、同じくベトナム戦争記念碑の象徴性を分析したマリタ・スターケンによれば、「正当化された歴史記述と私的な記憶のはざまにあって、絶えず変化する様々な歴史や人々が共有する記憶を表象するのが、集合的な文化的記憶」であり、その意味で、戦争記念碑は、「過去の困難な体験を振り返ってそれに向かい合うという『癒し』の行為を表す象徴であっただけでなく、（略）戦争の歴史化と再歴史化にも重要な役割を果たしてきた」のだという。つまり、戦争というものはいかに記憶されるべきか、戦争ではだれが記憶されるべきなのかという問題をめぐって、戦争記念碑はまさに論争的になってきたのだ。⁽¹¹⁾

なお、粟津氏のご教示によれば、本来、記念碑（monument）という言葉は「思い出される」を意味するラテン語 *monere* に派生し、派生語の *monumentum* は「記憶の場」という意味であるという。一方、モリス・アルヴァックスによれば、「記憶と忘却」は、すぐれて社会的な現象でもあり、社会集団は集合的記憶（*memoire collective*）というべ

きものを持っていて、「記憶と想起」においては、知覚イメージと社会的な意味付けが互いに浸透しあっているとされる。⁽¹²⁾

この点につき、スターケンは、「ある文化の中でどのようにして記憶が決定されるのかは、記憶のどのような形式をみればわかる。たとえば、記憶の形式の一つに公的な記念行事というものがあるが、これは、歴史、個人的記憶、集団的記憶といった、絶え間なく変化する言説が一点に収斂する場だと言つてよい。と同時に、この公的な記念行事は歴史そのものを創りだすひとつのやり方でもある」としている。⁽¹³⁾

ちなみに、通常は、敗北を記念するためにモニュメントが建てられることはなく、他方、死者が忘れ去られることのないようにメモリアルが建設されるといふ。モニュメントは、ほとんどの場合、勝利を強調して記念するのたいして、メモリアルは悲しみ、喪失、責務や義務といったものを内包するが、同時に、ある特定の歴史記述を生み出す枠組みを提供するとされる。こうした理解に関しても一定の検証を試みたい。

なお、ジョージ・L・モッセによれば、「戦争モニュメントは、戦没者祭祀のための地域的な視点を提供した」とされる。それは「戦没者の墓ではなく、伝統的なモニュメントの方が、彼らの犠牲を記念する役割を果たしてきたからである」といふ。また、モッセは「戦争記念碑を死者のものから生者のものに変容させるため、その周囲で式典やスポーツ行事のための空間を提供する試みがあった」とも指摘している。こうした戦争モニュメントの地域性、（空間の）機能性に関しても具体的に検討してみよう。⁽¹⁴⁾

記念碑の呼称と性格

日本における戦争記念碑研究は、これまで主として忠魂碑・招魂碑を対象に、その歴史的な背景、その宗教的な性格、その場での儀式がいかなる性格をもつのかをめぐって、「政教分離」や「信教の自由」に関する

る立場の相違を全面に押し出す形で行われて来た。¹⁵しかし、近年、戦死者の慰霊や戦争における「兵士の死」という問題を新たな角度から解明しようという研究が現れてきていることにも注目したい。その際の資料として重要視されるに至ったのが、記念碑・慰霊碑・墓碑などのモニュメントである。なかでも森岡清美・今井昭彦氏は、戊辰戦争及び西南戦争の慰霊の実態を金石文を素材に明らかにしようとし、照沼好文氏も碑表、形象等の宗教上の特色をいち早く指摘している。籠谷次郎氏は忠魂碑を軸に多様な戦没者記念碑の分析を試みており、海老根功氏は慰霊碑の全体像を丹念な調査から明らかにされた。さらに、近年、檜山幸夫氏は日清戦争の事例を中心に、この問題に関する包括的な議論を展開し注目される。¹⁶

また、慰霊碑の形態については、「戦跡考古学」の問題提起などをうけて、ようやくその実態が注目されつつある。こうした視点からは、例えば、今井氏や粟津氏の諸論をはじめ、新宮譲、寺門雄一、下山忍氏らが、本稿と問題関心を共通する分析を試みている。¹⁷

一方、慰霊碑ではないが、明治期における天皇像の創設を「場所性」を主題として論じたものに、市川秀和氏による福井足羽山の継体天皇像の事例分析がある。市川氏の「諸公共空間の場所性」をめぐる視点と考察は、慰霊碑研究に際してもきわめて示唆に富んだものといえよう。本稿との関係では、とりわけ明治六年（一八七三）の足羽山招魂社の創設経緯と同十六年（一八八三）の継体天皇像の建立事情に注目しておきたい。¹⁸ いずれにせよ、戦争記念碑の分析をなおざりにしては、日本近代の戦争、戦死者、遺族、宗教に関わる広範な問題はとうてい理解し得ないものと思われるのである。

こうしたなかで、記念碑の呼称と性格をめぐる問題に関して、近年、新たな論争も芽生えてきているようにみられる。例えば、従来、「忠魂碑」を中心とした戦争記念碑研究を主導してきた籠谷次郎氏は、「戦没

者記念碑は、個人碑として出現し、忠魂碑という名称が一般化したのは日露戦争後である。その変化は質的な変化を裏付けており、それは明治期の非宗教的な指導方針から国民動員へも積極的な利用を準備するものであった」とするが、こうした定説にいくつかの実証的な批判がよせられている。¹⁹

また、「ひとくちに招魂碑といっても、招魂墓碑、招魂場碑等と多様であり、碑銘からだけではその性格を一概に決められず、実態に沿ってその性格を見て行く必要がある」との大原康男氏の指摘もあり、その実態はそれぞれの碑の形態、碑文の内容等に即して具体的、歴史的に検証しなくてはならないのである。²¹

こうしたなか、檜山幸夫氏は「戦争記録物としての戦争記念碑には、戦争・戦捷そのものを記念する記念碑から、従軍者の偉勲を讃える記念碑、戦没者の魂を慰霊する墓碑までさまざまなものがある」との前提にたち、この問題の総括的な整理を試みている。これによれば、戦争記念碑は、戦争そのものを歴史事象として記念することを目的として建立された石碑類と、戦没者を慰霊顕彰する目的で建立された石碑類とに大別され、前者を「戦役記念碑」とし、後者を「忠魂碑」と称することを提唱している。²²

このうち、「戦役記念碑」には、戦捷を記念するために建立された「戦捷記念碑」と、戦捷した戦役に従軍したことを記念して建立された「従軍記念碑」、凱旋できたことを喜び戦捷と凱旋を合わせて記念するために建立された「凱旋記念碑」とに、細分することができる。また、忠魂碑は、戦没者に対する石造物であることから、墓碑石とも関係しているとする。

その際、戦争記念碑と戦没者墓碑石は、石に刻まれている名称や墓碑や墓碑石の形式だけを単純に集計分類しても、戦争記念碑と戦没者墓碑石の全体像はもとよりそれらの実態すら把握することはできない、との

指摘は傾聴すべきであろう。これら研究対象としての墓石や墓碑石は、当然実地調査が不可欠であり、「そこに表現されているすべてのデータを収集してから詳細に分析すべき」であると檜山氏は強調するのである。²³

こうした作業をへるなかで、氏は「忠魂碑も、建碑の目的や碑石の内容と形から、記念碑型忠魂碑・慰霊碑型忠魂碑・墓碑型忠魂碑に大別でき」、なかでも本稿で問題にする「記念碑型忠魂碑」に関しては、「戦死者を慰霊しつつも戦捷を讃える目的を持った忠魂碑で、碑石の形もいわゆる記念碑形」であること、「日露戦争までに地域としての記念碑を建立していなかった地域に比較的多く見られる」こと、このため「圧倒的に複合戦役の合祀型が多い」ことなどを結論づけている。²⁴

一方、記念碑とナショナリズムの関係を精力的に分析されている粟津賢太氏は、「戦没者記念施設の建設は、それが実用を目的としたものでないことから象徴的な行為であり、同時に国家に殉じた者に対する解釈でもある」との前提にたち、檜山氏の分類に関しても一定の疑問を呈している。²⁵

なお、粟津氏によれば、本稿で対象とする「記念標」の名称に関して、「記念」も「紀念」も、その字義はともに「後日の思い出となるもの。物をとどめてのちのしるしとすること」²⁶であるものの、「記念碑」という言葉には、明治政府が取った輸入した近代的概念としての「記念」と、古語から伝わる「かたみ」との間の緊張が存在していると示唆している。²⁷

さらに、木下直之氏は、「記念標」の「標」という名称に注目。「標」なる言葉は、当時の人々が記念碑（例えば、靖国神社の大村益次郎像、金沢兼六園の明治紀念標）をどのように受けとめたかを語っているのだという。つまり、「標」は「高く掲げた日印であり、柱」であって、西南戦争の記念碑にしばしばこの言葉が使われたのは、「西洋の公共空間

に建つモニュメントを理解しようとした時、『標』という言葉が一番馴染んだ」のだからと解釈する。したがって、「標」こそがモニュメントなのであり、「記念碑史という観点に立つなら、円筒は必ずしも台座とはいえない。台ではあっても、彫刻に付随する台座ではない。むしろ、それは、記念碑にとってもっとも重要な碑文を刻んだ碑本体だと見なすべきなのである」と、木下氏ならではのユニークな見解を披露している。

確かに、記念碑には、地上に立てた柱であるという一面があり、西洋の公共空間に建つオペリスクや円柱に魅せられ、それを真似た柱を立てようとした一面があることも木下氏が指摘するとおりである。しかし、一方で、石碑を建ててきた日本古来の長い歴史を考えるならば、明治維新以降の「要素の混乱ぶり」やその「混乱が生み出したデザイン」を、「記念碑」という言葉で簡単には整理できないという点も、付言しておかなくてはならない。以上のような議論をふまえながら、「記念標」「忠霊塔」という、「碑」銘を冠されない記念碑を意識的にとりあげ、こうした慰霊のモニュメント群への認識を深めていきたい。

2 「慰霊空間」としての忠魂碑・忠霊塔

かつて筆者は、招魂社や陸軍墓地の成立・立地の分析（「慰霊空間」論）を試みたことがある。²⁸その点、忠魂碑や忠霊塔の立地の問題も、本来はここで検討しなくてはならない課題のひとつであろう。ただ、忠魂碑・忠霊塔は、町村レベルのものや部落共同体・個人を建碑主体としたものなどさまざまなパターンがあり、これを一律にくるわけにはいかない。とはいえ、例えば「軍都」のレベル、つまり師団設置都市における「師団レベル」あるいは「県市レベル」での忠魂碑・忠霊塔が、どこにどのような形で創建されたかということも、戦没者をめぐる「慰霊空間」を検証するうえで、きわめて重要な要素といえよう。²⁹一例をあげれば

ば、群馬県の「軍都」高崎では、陸軍大演習を契機として忠霊塔（高崎忠霊塔。高さ四五尺）が建設されている。

すなわち、昭和九年（一九三四）十一月、群馬県を中心に秋季陸軍大演習が実施され、同月三日にはこれを記念して歩兵第十五連隊の駐屯地である高崎市を一望できる高崎観音山山頂付近（現、高崎市石原町）に、群馬県最初の忠霊塔が建設されたのである。⁽²¹⁾この場合、後述する金沢でも（支那事変）忠霊塔は里山（野田山）の山頂付近に造営されており、こうした建設空間の共通点が注目されよう。

なお、本稿では主題の関係から、忠魂碑の建設事情についてはほとんどふれていない。ちなみに、石川県内の忠魂碑分布については、昭和二十三年（一九四八）段階の状況報告が残されている。これに基づいて若干数値のみの概観確認をおきたい。典拠は、石川県教育委員会旧蔵「忠霊塔忠魂碑等措置報告」（昭和二十三年二月一日現在）である。内容は、GHQの「神道指令」に基づいて、「昭和二十三年二月付文部大臣官房宗務課長内事局長通牒」として出された指示（「忠霊塔、忠魂碑の措置について」）により、破壊等が確認された忠魂碑等の現況（市町村別の数）を報告したものである。⁽³²⁾

報告の対象は、(1)忠魂忠霊等戦没者の為の記念碑、(2)其他の記念碑（軍国主義的超国家主義的文アルモノ）(3)銅像、の三分類からなり、それぞれ「種類別／処在所／処置（除去・破壊したる数・目立たぬ場所へ移したる数・模様替したる数）／現存数」の項目に関して、「官公立学校敷地より・他の公共用地より・民有地より」の異動状況を旧村役場が逐次報告している（表1～3）。これによると、石川県内では二八九基、うち金沢市内には一七基の忠魂碑等が建立されていたことが確認されるのである（ちなみに昭和二十三年段階で残存していたのは、わずかに四基であった）。

ところで、石川県の事例にもみられるように、戦後、忠霊塔や忠魂碑

等がGHQの指示により撤去・破壊されるなか、いくつかの記念碑が撤去されることなく存続している。これは、どういう理由からなのだろうか。もちろん、のちにみる日本武尊像のように、個別具体的な事情がまったくなかったわけではないが、近年の研究により、制度として、一部の忠霊塔、忠魂碑などが存続しえた事情も確認されている。すなわち、昭和二十一年（一九四六）十一月一日付で、内務、文部次官から、政教分離の立場に鑑み、県、市町村では戦没者などの公葬については、以後行わない旨の指令が出された（発宗第五一号内務文部次官通牒「公葬について」）。このなかで、忠霊塔、忠魂碑などの扱いについて、(イ)以後建設は行わないこと、(ロ)建設中のものは直ちに中止すること、(ハ)学校の構内及びこれに準じる場所にある忠霊塔、忠魂碑等は撤去することなどが指示されている。ところが、月も変わらぬ十一月二十七日付には、「忠霊塔忠魂碑の措置について」（公安発申七三号内務省警保局長より警視總監、地方長官）なる文書が出され、さきの内務、文部次官通牒を緩和する方向での取り扱い指示が出されているのである。⁽³³⁾とくにこの後者で注目される点は、第二項に「単に忠霊塔、忠魂碑、日露戦争記念碑等戦没者の為の碑であることを示すに止まるものは原則として撤去の必要はない」としている箇所である。つまり単なる忠霊塔、忠魂碑等の存在は、「公共の建造物及びその構内又は、公共用地に在るもので、明白に次のような軍国主義的又は超国家主義的思想の宣伝鼓舞を目的とするものは撤去する」という趣旨には違反していないのである。この項目は、先の「政教分離に付き公葬時の留意事項」にはなかった規定である。つまり、忠霊塔、忠魂碑の存続に関しては、より緩やかな内容になっているものといえよう。この通達を受けて、例えば、群馬県では、昭和二十一年（一九四六）十二月二十日付で、地方事務所から各村長・学校長宛に指示がだされ、一部の忠霊塔、忠魂碑の存続がはかられたものと思われる。⁽³⁴⁾

表1 「忠魂忠霊等戦没者の為の記念(碑)」現状一覽

所在地	官公立学校敷地より				他の公共用地より				民有地より			
	除去(破壊)したる数	目立たぬ場所へ移転したる数	模様替したる数	現存置る数	除去(破壊)したる数	目立たぬ場所へ移転したる数	模様替したる数	現存置る数	除去(破壊)したる数	目立たぬ場所へ移転したる数	模様替したる数	現存置る数
柳田村	1			0								0
南志見村												1
大屋村												1
七浦村	該当なし											
諸岡村	1*6								1			0
劔地村												
町野町							1	1*5				
鵜川町												2*4
門前町												1
穴水町												1
宇出津町												
輪島村												
(鳳至郡)	[4]	[1]		[1]	[2]		[3]	[5]	[1]			[7]
蛸島村						1		1				
西海村								1				
三崎町	該当なし											1
直村												1
若山村												1
上戸村												
木郎村	1											
正院町	該当なし											
宝立町	該当なし											
小木町												1
飯田町	該当なし											
(珠洲郡)	[1]			[1]				[3]				[3]
七尾市	1*1							1*2				8*3
小松市	2						1	2				3
金沢市	8	1			3				2			

犀川村	内川村	押野村	額村	吉野谷村	河内村	蔵山村	林村	館畑村	山島村	林中村	中奥村	安原村	旭村	御手洗村	出城村	一木村	宮保村	笠間村	蝶屋村	柏野村	石川村	野々市町	鶴来村	美川村	松任町	(石川郡)	森本村	三谷村	笠谷村	俱利加羅村	花園村	川北村		
1	1		1		1	該当なし	該当なし		1			1	1	1		1	1	1	1	1						[14]	該当なし		1			該当なし	該当なし	
				1																						[1]		1						
		0																					0											
											1																[2]							
		(1) *16										1 *14														1	[3]							
		0																				1	0 *13	1			[2]							
								1																			[1]							
															1												[1]							
3	0									1 *15	1					4											[9]					2		

月津村	1		0					
塩屋村	1			1				
合計	47	7	1	9	9	4	15	34
								10
								5
								9
								139

(註) 石川県教育委員会旧蔵文書「忠霊碑等措置報告」(昭和23年2月1日現在)より作成。*は、備考および書き込み。それぞれ、*1/七尾市中狭徳田小学校地内。*2/石崎小学校近接の八幡社にあり。現在撤去中なり。*3/上記の模様替等計画中のものがあるが、実施期日等については調整中。*4/町管理なりしが遺族会に移籍し目立たざる場所にあり。*5/個人の忠霊碑1、神社山林のうち在る。*6/400m移動。*7/20間移動。*8/墓石と混合している可能性在り。*9/学校敷地。*10/熊野村小学校敷地より。*11/本町に有る物は忠霊堂と称し既に本町遺族会へ寄附をなし遺族会としては目下移転の計画中なり。*12/「忠霊碑」ト三字調印シアルモノナリ。*13/現在地の理由。当美川町には忠霊塔がなく、碑面戦没記念碑なるものもあるも、現所在地は町の隅端にありて、目立たぬものと認め現在はその尽となしあり。*14/忠霊塔1基。所在は村役場敷地内、措置模様替えをした。*15/所有地(墓地)に墓碑に表忠魂と賜りたるもの一基あるが、個人のもので単に墓碑に過ぎぬ。*16/寛中に「模様替えしたるもの」との記載。基数の表記なし。*17/墓地以外にある墓碑。*18/本町内には忠霊碑、奉公記念碑等と称する物は四ヶ所、故某軍人の墓と称する物は四ヶ所にあるが、構置したものは一ヶ所もない。*19/本村には忠霊塔ハ一ヶ所なれ共、個人として石碑を建立し戦死者の墓碑の思ひに建立したる分を記載致したるに付、然るべく処置相成りたし。*20/寺の墓地移転。項目にない町村は回答なし(以下同じ)。

表2 「其他の記念碑」(軍国主義的超国家主義的文アルモノ) 現状一覽

所在場所	官公立学校敷地より				他の公共用地より				民有地より				
	置 処	除去(破壊) したる数	目立たぬ場所へ 移転したる数	模様替 したる数	現存置数	除去(破壊) したる数	目立たぬ場所へ 移転したる数	模様替 したる数	現存置数	除去(破壊) したる数	目立たぬ場所へ 移転したる数	模様替 したる数	現存置数
市村		1				3	1						
郡町													
金沢市													
小松市													9
(珠洲郡)													
(鳳至郡)													
(羽咋村)													
羽咋町													
高浜町									1	*	0		
富来村											1		
土田村													3
上熊野村					0								
西増穂村													1
西海村		1											
(鹿島郡)													
南大吞村													
東島村													1

こうした運用の実態は、当然全国的にみられたものと想像される。ちなみに、全国では、同二十三年（一九四八）五月一日段階で、七四一基の忠魂碑が措置対象となり、うち除去されたものは、五六一三基（七五・七％）に止まっている。³⁵ こうしたことから、忠霊塔、忠魂碑の地域的な実態の検証に関しては、やはり今後さらなる調査を期す段階といえよう。³⁶

②「明治記念標」と招魂祭維持講

1 招魂祭維持講と「銃後」の形成

兼六園の「明治記念標」

金沢市のほぼ中央に位置する兼六園。「日本三名園」と称され、「加賀百万石」のシンボルともいえるこの大名庭園の中央に、江戸期を代表する庭園には一見そぐわぬ古代武人の銅像が聳え立っている。神話時代の英雄「日本武尊」を象った「明治記念之標」である。

西南戦争の余韻もようやく落ち着いてきた明治十三年（一八八〇）、陸軍金沢営所の将校や県令千坂高雅ら県庁の官吏、さらに宗教家らが協議して、「兼六公園」（当時）の中に西南戦争戦没者のための慰霊碑を建造する話が起った。これに至る経緯は、別に詳らかにしたとおりであるが、この間、ほぼ一年をかけて「日本武尊」をモチーフとした銅像が完成、同年十月の、東西本願寺による竣工式を兼ね催された盛大な落成法要をへて、今日に至るまで兼六園の中央に建っているのである。

この「異様」な戦争記念碑の建立の経緯とその背景、あるいはその画像の意味するところについての分析は、別稿に譲るとして、³⁸ここでは「明治記念之標」（以下、明治記念標と略す）の建設と標前で行われた招魂祭の維持方法をめぐる「銃後」活動の諸相を検証してみたい。

「明治記念標」建設運動

明治記念標の築造にあたっては、明治天皇から百円、旧藩主前田斉泰が七百円、東本願寺からも二千元と、多額の寄付があった（東本願寺の突出に注目）。しかし、これ以外にも多くの篤志家から献金がよせられたことは、いうまでもない。例えば、越中伏木の宮林家文書の中には、同標建設運動に関する寄付金等の文書が残されている（括弧内のナンバーは、宮林家文書の目録番号³⁹）。時系列に紹介しつつ、この運動を概観してみよう。

「第七師官軍人西南役戦死者記念碑設立醸金受取証」（明治一三年七月二六日、金沢為替会社↓宮林彦九郎、一五二〇）

第四〇号

証 一、金式百円

但、第七師官軍人西南役戦死者記念碑設立醸金

右金額正二請取候也

明治十三年七月二十六日 金沢為替会社

宮林彦九郎

「記念碑竣工につき案内状」（明治一三年一〇月、金沢区記念標建設負担者、一五二一）

金沢公園地内明治記念標ノ竣工ヲ告ク本月二十六日ヨリ三十日ニ至ルマテ祭典ヲ挙ケントス此工也実ニ諸君ノ與ツテ力アルトコロ適々該挙 九重ニ達スルヲ得テ金若干ヲ賜フ戦死者ノ霊地下ニ拝躍享受スヘシ請フ其二十七日午後第一時ヲ以テ参拝アラン事ヲ此日神饌ヲ撤シ之ヲ金沢区出羽番町篠原邸内ニ開キ共ニ死者在世ノ盛事ヲ談ス可シト云爾

付言当日参拝ノ節貴名刺ヲ祭場受付掛リニ於テ受領スヘシ若シ差支アリテ不参セラル、トキハ来ル二十六日迄ニ金沢区尻垂坂通り巷丁

目記念標建設事務所へ報知アラン事ヲ乞フ

明治十三年十月 金沢区記念標建設 負担者

「明治記念標設立寄附に付感状」(明治一三年一二月、金沢明治記念標建設事務所↓宮林彦九郎、一五二二)

明治記念撮影 尙葉

右ハ先般金沢公園内エ明治記念標設立之際篤志ヲ以該建築費工金式百円寄付相成候ニ付聊カ其謝意ヲ表スル為メ相贈候也

明治十三年十二月 金沢明治記念標建設事務所

宮林彦九郎 殿

「明治記念標設立寄附に付感状」(明治一三年一二月、金沢明治記念標建設事務所↓小幡和平殿、参考)

明治記念撮影 尙葉

右ハ先般金沢公園内エ明治記念標設立之際寄付金ノ事ニ係リ尽力相成候ニ付聊カ其謝意ヲ表スル為メ相贈候也

明治十三年十一月 金沢明治記念標建設事務所

小幡和平 殿

「法典之際花片尙葉送状」(明治一四年四月一二日、記念標保存講事務所↓宮林彦九郎、一五二四)

益御多祥奉賀候陳ハ去ル法典之際ハ野中教正殿等散布相成候花片尙葉御送付致候間御掌様被下度候也

十四年六月十三日 記念標保存講事務所

宮林彦九郎 様

「記念標設立寄附金送付願」(明治一四年六月二一日、記念標保存講事務所↓射水郡三日會根村 宮林彦九郎、一五二五)

拜啓益御清榮奉賀上候陳者記念標保存講發起人御加入之本年度御寄付金此頃春季祭モ相済経費精算之都合モ御座候間何卒至急御送付被

下度此段得貴意候也

但郵便為替等ニテ御送付ニ候ハ、其手数料ハ御引去被下度候也

十四年六月二十一日 記念標保存講事務所

宮林彦九郎 様

「記念標寄附金の件に付書簡」(明治一四年七月一一日、田中↓藤井能三・宮林彦九郎、一五二六)

時下向暑之趣キ候処御多幸ニ而御清迪大賀ニ候陳ハ当区公園内明治記念標永続之為メ今回保存講社ナル者ヲ設立候ニ付過般於本屆致ヲ以テ御加入方御依頼申候処速ニ御了諾賜置下存候就而者甚々御迷惑之事ニ而候得共何卒御両家共式口宛御加入之義□候モ御依頼候且頃日祭費等御精算為致候間乍御面倒御寄付金御及迫相成度此之段併セテ御依頼申候右勿々当用迄申致候 恐惶謹言

七月十一日 田中 正基

藤井 能三 様

宮林彦九郎 様

次第不内

「記念標竣工近日に相成鑄造費等に付書状」(明治一四年一〇月一日、宮二郎↓宮林様、一五二八)

遂而秋冷ニ相成御座無候砌□奉賀候借該公園内記念標竣工近日被相成然処於高岡銅像鑄造方入費許多□願事之向昨日金式千五百円同品可事□事ニ相成其中八百円ハ現金□砌而千七百円明日中為替致度高岡ヨリ被遣方今晩木谷殿ヨリ段々及御依頼致候間向ふニも速ニ御許察被下度尤右千七百円ハ本月二十日迄ニハ各々今社等ヨリ為替方□□払込□相成□証有之候間迂生ニな□ても岐度可□保証之間是□□賜而ハ御□□被下度益々御依頼申候為其□□如此御座候□奉□□

十月十日 宮 二郎

宮林 様

「記念碑銅像費方之儀に付申上書」(明治一四年一〇月一日、宮林彦九郎↓石川様、一五二九)

奉拝啓候今般御萬意候記念碑銅像費取次へ来ル二十日マテ金千七百之御振替之儀御払ル事ニ論仕候間此段御承了致度候尤宮所田中(正基)様へモ取次御返シ申上候砌マテ上申間々謹言

十月十一日 宮林彦九郎

石川 様 閣下

「記念碑銅像費高岡へ御送り方に付申上書」(明治一四年一〇月一日、宮林彦九郎↓石川、一五三〇)

前出奉拝統候先以御怯適趣奉恭賀候陳ハ記念標銅像費高岡へ御送り方ニ付木谷へ御之趣奉拝承所内之ヨリ為出社仕候上其上御答申上度

十月十一日 宮林彦九郎

石川 様

(添書) 先ハ即時拝答マテ間々謹言

「記念標設立寄附金願」(明治一四年一二月一二日、明治記念標保存講事務所↓宮林彦九郎、一五三一)

拝啓時下冷之候益々御多祥奉恭賀候陳者過般来当講御加入御願致候処已ニ御了諾致候此頃承ル処ニ據レハ御出降之由就而八年度之種界モ之候ニ因リ甚夕御面倒之次第候得共本年両度之御寄付金式拾円御渡被下度奉願上候右勿々当用此次第也

十二月十二日 明治記念標保存講事務所

宮林彦九郎 様

「記念標設立寄附金受領書」(明治一四年一二月一三日、明治記念標保存講↓宮林彦九郎、一五二七)

受領書 第一四九号

一、金貳拾円也 春秋両度御寄付金

右金額正受領候也

明治十四年十二月十三日 明治記念標保存講

宮林彦九郎 殿

宮林家は、伏木港を拠点とする北前船主で、海運業をはじめとして経営を拡大した豪商である。金沢のみならず、こうした近隣の地方名望家にまで記念標の募金が広まっていたこと、すなわち、戦没者慰霊碑を建碑する際のいわば「銃後」社会の萌芽がみられることに注目したい。

2 明治記念標と招魂祭永続講

明治記念標と招魂祭

日清戦争の翌年、明治二十九(一八九六)年七月十八日付『北国新聞』に、「兼六園内明治記念標前に其招魂祭を挙行せらる」という記事がある。石川県における日清戦争後の招魂祭は、この「明治記念標」の前で行われたことがわかる。これよりさき、明治二十年代半ば頃から、本来、金沢郊外卯辰山の招魂社で執り行われるべき招魂祭は、都心に位置する兼六園内で、大勢の民衆を集めて賑やかに開催されるようになった。

「招魂祭の景況」

金沢兼六公園における招魂祭が始まった。ちょうど米価高騰し貧民餓死に瀕せんとする時節柄にもかかわらず人出となった。午前十時祭式が終わると遊戯、餅投げ、角力、競馬、撃剣などが賑やかに行われ、公園内も終日にぎわった。貧民の飢餓状態はどこにあるのかと思われるほどであった。

なお、この間の開催経緯は、通常「招魂社が都心を離れた卯辰山麓にあつて、しかもその境内が狭かつたため」という理由で説明されている⁴⁾。筆者は、その理由が単にそれだけにとどまらないことを、かつて招魂社遷移と護国神社創設の経緯を追いつつ論証した¹²⁾。しかし、その問題

はここではおくとして、金沢の招魂祭は、何故兼六園の、それもとりわけ「明治記念標」の前で行われるようになったのか。以下、同記念標を中心とした「慰霊空間」における招魂祭の開催事情を簡単に整理しておきたい。まず、金沢の招魂祭は明治後半から大正期にかけてどのような祭りが開催され、いかなる展開をみせたのだろうか。その諸相を瞥見しておく。

明治二十年（一八八七）五月

「戦没者慰霊招魂祭」兼六公園内の招魂祭が始まった。午前九時ごろには入りきれない人も多かった。九時四十練兵場から上がった火烽が再び祭りが終わると、東西新地の手踊りが始まり、練兵場では相撲が始まり大にぎわいとなった。⁴³

明治二十三年（一八九〇）六月

「招魂祭の景況」金沢兼六公園における招魂祭が始まったが、ちょうど米価高騰し貧民餓死に瀕せんとする時節柄にもかかわらず、大変な人出となった。午前十時祭りが終ると、遊戯、餅投げ、角力、競馬、撃剣などが賑やかに催され、公園内も終日賑わった。貧民の飢餓状態はどこにあるのかと思われるほどであった。⁴⁴

明治二十七年（一八九四）十二月

「官民共同大祝捷会」旅順口は首尾よく陥落せられ大捷報は全国に伝はりたり帝国臣民たるもの誰か此の捷を祝賀せざらん我が金沢市民も欣喜雀躍万人一意爰に祝賀の拳は企画てられ予期の如く十二月一日午後より盛大なる祝捷会は公園内明治記念標の前において挙行された。⁴⁵

明治二十八年（一八九五）十二月

「招魂祭」（略）本年の特に大招魂祭あるべくして又殊に先んずべき所以なり祭るの時参拝の人整はず参拝人集まりて虎疫再び蔓延す是に於いてか一日千秋と期したる招魂祭は之を延期するの止を得

ざるに出てたり金沢招魂祭は本月十日より四日間兼六公園明治記念標前に於て鄭重厳肅且盛大に挙行せられ⁴⁶（略）

明治三十二年（一八九九）十月

「金沢招魂祭の景況」十月二十九日三十日両日を以て執行されたり加越能三州の人士否第九師団の貌貅その英骨を馬骨に包み其職に死せし人の忠魂を吊慰せんとす金沢兼六公園明治記念標前に陸軍の将校主催たり、祭式は碑前の社殿には二十九日午前八時神式を以て行はれ午後浄土、真言、天台、曹洞合併、三十日午前は真宗午後には日蓮宗の仏式を以て行はれ参詣者は非常に多く練兵場内には工業物などありしといふ今や鉄道開通の故に遠近より来集する人甚だ多く一列車毎に四五百人の増加を見るに至れりといふ⁴⁷

明治三十九年（一九〇六）十月

「金沢に於ける招魂祭」（第一日）本年は日露戦争陣没者をも兼ねることとて全県下非常の意気込みなりしも惜哉降雨の為にせつかくの希望も水泡に属したるぞ是非なけれ今当日の光景を記せば、（略）、▽祭式執行（略）、▽軍隊生徒の参拝（略）、▽終式後の光景 祭式は午後十時三十分を以て全く終わりを告げ午後は別に祭式もなかりしかば各参詣者は直ちに余興観覧と出懸けたれど前来の降雨尚ほ歇まず何れも途方に暮れたるが博物館（兼六園内の勲業博物館引用者註）に於ける能楽のみは僅かに雨露を凌ぐの準備を整へて是を演舞したれば（略）花火は雨中に葬られて只音響の轟くを聞くのみ、記念標前の菊花は夜間電灯を点じ霞ヶ池の牡丹花は池水に映じて美観を呈せり。⁴⁸

大正八年（一九一九）十月

「慰忠魂 招魂祭」殉難藩士の忠霊に対し護国堂の誠意を捧ぐ」在郷軍人会連合総会、金沢市連合分会第一回総会、十七日午後一時一日金沢城に東久爾宮殿下を迎え開催。祭殿は兼六公園内旧長谷川邸

跡、周囲に曼幕。角力、東廓の手踊、練兵場では煙火があがった。⁽⁴⁹⁾

大正十五年（一九二六）十月

「出羽町練兵場に二万人」 午前九時より出羽町練兵場内祭場に於て昇神式、余興として午後一時から奉納激剣、銃槍。五時三十分から邦楽の奉納演奏。十時野村練兵場で競馬。市中の出入、人気を呼ぶ手踊。第一日午後物売りの声、手踊、相撲、競馬、ゴツタ返し、遠く鹿島郡御祖村からの獅子舞（以下略）⁽⁵⁰⁾。

このように、明治後期から大正期にかけての招魂祭は、草創期の卯辰山麓での儀礼的な様相に比べて、きわめて祝祭的な要素を強めている点が見てとれよう。さらにこうした事態に呼応して、招魂祭の祭事場所も「兼六公園」や「出羽町練兵場」などの市内中心部で開催され、一部駐留部隊を中心とした儀礼的なものは残るものの、卯辰山招魂社の「慰霊空間」としての役割が事実上失なわれていることがうかがえるのである。

招魂祭永統講

ところで、旧家柄町人や町役人をつとめた金沢の旧家の資料（例えば、尾張町の石黒家文書など）のなかには、しばしば「招魂祭永統講」に関する領収書を見ることがある。

「永統講受領書」

記

一、金貳円

右招魂祭ニ付寄附相成正ニ受領候也

明治廿四年七月十日 祭典事務所印（招魂祭典事務所）

石黒伝六 殿

記

第五四号

一、金貳円也 印

右招魂祭永統講金納附相成正ニ受領候也

明治二十六年六月十九日 祭典事務所印

石黒伝六 殿

記

一、金貳円也 印

右招魂祭永統講金トシテ納附相成正ニ受領候也

明治二十九年七月十八日 祭典事務所印

石黒伝六 殿⁽⁵¹⁾

また、さきの宮林家文書中にも「記念標保存講事務所」名の文書がみられるほか、つぎのような保存講関係の依頼状も残されている。⁽⁵²⁾

「記念標保存講発起者募集依頼状」

過日春暖之候、時ニ相向候處、益御多祥弥置之居ニ存候、就而者兼テ御存知之紀念標保存講、此度夫々発起者之募集ニ取掛居候処、追々加入者モ増加シ、既ニ藤井氏木谷モ三口宛加入之義承諾相成候間、貴殿ニ於テモ御同様三口丈ケ御加入被下度此段希望仕候、就而者祭典之期モ切迫相成候事故、其以前ニ於テ尚募集致度ニ付、御地方御有名之諸彦へ精々御奨励被下度、因テ広告書十葉相添へ此段併御依頼申候也

明治十四年十二月

田中 正基
石川昌三郎

相島 朔郎

宮林彦九郎 様

このような市民層が社会的経済的に支えるなか、明治十年代には、すでに記念標の建設や保存に際して「講」組織が設けられていたようで、

これが二十年代の「招魂祭永統講」の母体（前身）になっているのではないかと推察される。

さて、さきにみたように、日清・日露戦争以降、金沢の招魂祭は兼六園内（正確には兼六公園内）の明治記念標前で、いわば祝祭空間における祝祭行事として開催されるに至る。以下、明治二十年代後半以降の招魂祭が明治記念標前で開催され継続された、具体的な事情を示す史料を得たので、ここに紹介したい。⁽⁵³⁾

「招魂祭典永統講趣意及び規約」

金沢公園内明治記念標前に於いて執行する招魂祭典の趣意及び規約は左の如し。

《招魂祭典永統講趣意》

招魂祭は例年金沢公園内明治記念標前に於いて執行する所の祭典にして其祭祀の主旨は殊更に喋々するを要せずと雖ども之を約言すれば即ち国家の為め身命を犠牲に供したる者の靈魂を慰め併せて忠勇義烈の遺風を宣揚するにあり殊に明治廿七八年の戦役の如き我が親愛なる幾多将卒が国あるを知つて家あるを知らず君あるを知つて身あるを知らず敵寒酷暑の間在て辛苦を嘗め硝烟彈雨の下に立つて奮闘し而して遂に名譽を荷ふて悪疫に斃れ敵弾に死する者其数実に少からず豈に病歎に堪へざらんや於是か苟も国民たる者は满腔の誠意を尽して最も盛大なる祭典を挙行し其の名譽を永遠に発揚し以て其靈魂を慰めん事寔に目下緊要の事なりとす然り而して此の祭典たるや毎歳挙行すと雖も之に要する資金は只特志者の義捐を仰ぐ慣例にして未だ一定の募集方法なし為めに祭事に際し幾多の煩雜を來す而已ならず若し斯の如き姑息の方法に據り数年を経過するときは或は人事の変遷と共に此祭事も亦如可なる厄運に遭遇するや凶るべからず因つて招魂祭永統講なるものを設けて資金募集の方法を確定し尚本年は大に寄附金をも募集し併せて基本金を作り以て此の祭典を

して永遠に失墜なからしめんと欲す同感の士は左の規約に依り陸續加盟あらん事を望む

明治廿八年九月

發起人

「招魂祭典永統講規約」

第一条 本講は招魂祭永統講と称し其事務所を金沢倍行社内（以下略）に設く

第二条 本講は加越能飛四個国の同盟者を以て組織す（第三条略）

第四条 本講は一口金五十錢と定む 但し一人にて数口を負担する

は入講者の随意たるべし

第五条 十口以上の金額を納むる者を特別講員と称し其以下を通常

講員とす（第六条略）

但し、特別講員には紀念の為め木杯を付与す（以下略）⁽⁵⁴⁾

「趣意」の文言にもあるように、招魂祭は、この段階で「例年金沢公園内明治記念標前に於いて執行する所の祭典」であったことが、まず知れる（傍点引用者）。それとともに「国家の為め身命を犠牲に供したる者の靈魂を慰め、併せて忠勇義烈の遺風を宣揚するにあり」とあるごとく、「兵士の死」は、国家発展の犠牲者の死と認識され、「忠勇義烈の遺風を宣揚」せねばならなかったのである。ここに日清戦争後のあるべき「国民」像・「兵士」像が規定され謳われることになるのである。

とりわけ同「永統講」の結成は、「悪疫に斃れ敵弾に死する者」を眼前にイメージして、「講」という「真宗王国」石川にあっては、極めて（地域民衆が了解しやすい）身近な形態をとりつつ、内実は「国民たる者」として、「满腔の誠意を尽くして最も盛大なる祭典」を行うべく求められているのである。それにしても、本来神道的な色彩の濃い招魂祭の運営を、「講」の組織化で実施しようとするところに、この地域の特色が現れていて、その点でも興味深いものといえよう。

③ 石川県の忠霊塔建設運動

1 忠霊塔の諸相

忠霊塔研究の現状

先述の問題関心にそって、「忠霊塔」の性格とその建設運動、これにともなう「銃後」社会の形成の問題を検討してみたい。

しばしば指摘されるように、忠霊塔は、忠魂碑など他の慰霊施設とは歴史的な経緯や性格に違いがみられる。本来、忠霊塔は、日露戦争後の旅順白玉山忠霊塔に代表されるように、戦場の遺骨を集めたもので、いわば墳墓の系譜である⁽⁵⁵⁾。このため、忠霊塔の前には、線香を置くための香炉や、献花を供える花立がおかれ、納骨のためのスペースを附属している場合が多い(いわゆる忠霊塔様式)。とはいえ、「忠霊塔」の名称を掲げながら、納骨の実態がないものや、反対に、記念碑の形態をとりながら、遺骨の有無に関係なく、「忠霊塔」として人々に意識されている場合も少なくない⁽⁵⁶⁾。

すでに籠谷次郎氏らが明らかにされたように、内務省は、昭和十四年(一九三九)一月十八日、一市町村一基の忠霊塔の建設を許可している。全国の市町村に、しばしば一基ずつ忠霊塔が建てられていた背景に、この制度が大きく影響していることはいうまでもない。また、昭和十七年以降、この建設が増加した傾向も明らかにされており、その際、建設許可手続きが簡略化されたことも指摘されている。なお、忠霊塔の建設に関しては、のちにみるように、陸・海・厚生・文部の各省が関係しており、その性格や設置位置に関して、少なからず論争や確執が存在したことが知られている。こうした事情を背景に、忠霊塔の建設場所として、奉安殿との距離を五〇メートル以上離すこと、学校や官公庁の敷地には建てないこととするなど、などが指示されている点も付記してお

きたい(例えば、昭和十七年七月十五日付群馬県警察部長示達「忠霊塔建設に関する件」など)。なお、ここでも忠霊塔の墳墓としての性格が強調されていることは明らかである⁽⁵⁷⁾。

群馬県の忠霊塔建設

ところで、忠霊塔の建設をめぐるのは、近年いくつかの県で、その設置状況や建設事情が具体的に明らかにされつつある。なかでも地域社会との関係からこの問題を論じた、坂井久能氏や福田美和、今井昭彦氏の神奈川県、群馬県の事例、戦争記念碑の系譜の中での忠霊塔の建設事情を分析した粟津賢太氏の埼玉県の事例研究などが注目されよう⁽⁵⁸⁾。とりわけ群馬県下の状況は、今井・福田氏の研究、さらに、近年その調査結果をまとめられた海老根功氏の労作(いしぶみの悉皆調査)などにより、水準の高い分析が蓄積されている⁽⁵⁹⁾。以下、ケース・スタディとして、群馬県の事例を紹介しつつ、その特徴と忠霊塔研究の視角を確認しておくたい。

まず、海老根氏の調査によれば、群馬県の忠霊塔の建設・残存状況は、他県に比べ著しい特異性をもつものとされる。というのも、群馬県は他の都府県に比較して忠霊塔が多く、「七〇市町村の中、忠霊塔のないのが一四町村で、その中の八町村には忠霊塔と構造も同じの慰霊塔があり、残りの六町村には忠魂碑が代表碑として存在」しているのだという。こうした傾向は、太平洋戦争期に、隣県(茨城県・埼玉県)が一桁台の建立でしかなかったのに対し、「群馬県は六四基も建立されている」ことでも確認されるという。その際、それらの碑はすべて忠霊塔であり、現況の総数でも、忠霊塔は「一〇九基、これと同じ構造のものは、四一基もあり、忠魂碑七九基、彰忠碑三二基」を含むと、「群馬県下の戦争記念碑建設数は五五六基(県外を含めると五八二)になるという⁽⁶⁰⁾。

この点に関して、福田氏は、昭和十八年十二月段階での群馬県下の忠霊塔の建立実態は、「建設完了五六、建設許可済一二〇、敷地決定一八六であり、その後建設が進んだものも含め、終戦前に建設された忠霊塔は、八四基となる」としている（同氏作成の表では、八五基が確認されているが）。なお、これは、一九〇あまりの市町村の半数弱であったという。

一方、忠霊塔の建立場所については、「占有地二六二ヶ所の外は、神社一〇二、寺院七一、公園五〇、小学校一五箇所」で、「占有地が、建立地の六〇パーセント以上の二六二箇所を占め、その他は一八パーセント以下」という建立事情であるとされ、同じ関東地区でも隣県の「茨城県や栃木県とは極端な違い」をみせているのだという。

海老根氏の推察によれば、こうした群馬県の建設背景には、昭和九年（一九三四）に高崎市郊外観音山に建てられた「戦前では国内最初にして最後の唯一の最大級の高崎忠霊塔」（現高崎市、のち平和塔と改称）の存在があるという。同忠霊塔に関しては、さきに慰霊空間との関連で、高崎山に建設された意味について若干見通しをのべたが、「統後」社会の形成との関係では、「この塔の存在はやがて昭和十四年に日本忠霊顕彰会の発足にもつながった、とする海老根氏の指摘は興味深い。この点（忠霊顕彰会の発足の経緯）に関しては、さらに実証的な検証が求められようが、福田氏が明らかにしたように、太平洋戦争末期、群馬県は、県知事を会長とする「群馬県護国忠霊墓塔建設奉賛会」を設立、高崎忠霊墓塔と沼田忠霊墓塔の建設及びこの二つの忠霊墓塔の建設寄付の募集が行われている点にも注目しておきたい。なお、群馬県においても終戦直後の段階で多くの忠霊塔は、解体処分「憂き目」に遭っている。例えば、佐波郡名和村（現伊勢崎市）では、昭和十九年（一九四四）の四月に、四八柱の遺骨を収めた忠霊塔が竣工したが、小学校の敷地内にあったため、二十二年（一九四七）二月十五日、遺骨を遺族に返

納、同年二月七日には忠霊塔の取り壊しに着手している。また、嬭恋村では仮塔を作ったが、「報国英霊塔」に作り替えられ、伊香保町の境沢に完成したものは終戦直後倒されて、昭和三十年代には解体処分されたという。

2 忠霊塔建設運動と石川県

忠霊塔建設運動の展開

石川県では、「慰霊」をめぐる半官製運動、いわゆる忠霊塔建設運動が昭和前期に展開している。同運動は、護国神社と同様、地域の戦没者の慰霊・追悼をテコに「民衆意識の統合」を目指したものであった。以下、石川県における「忠霊塔」（中心は野田山陸軍墓地の支那事変忠霊塔）の建設について、若干経緯を確認しておきたい。

先述のごとく、納骨施設を有する忠霊塔建設の動きは、昭和十四年（一九三九）の早い段階ですでに全国的に広がっていた⁶⁴。とりわけ忠霊塔建設が本格的に展開するのは、その推進母体として陸軍・海軍・内務・外務・厚生・拓務など六省の共同所管とする「財団法人大日本忠霊顕彰会」が、「支那事変二周年」にあたる十四年七月七日に発足して以降である。これは明らかに日中戦争が泥沼化しはじめた状況下において、戦時体制での動員強化を補完する意図をもつものであった。以下、招魂社制度の再編運動とも微妙な関係をもつ忠霊塔建設運動の概略を紹介し、この時期の戦没者慰霊をめぐる諸相を立体的に検証してみたい。

さて、忠霊塔建設についての動きは、護国神社制度と同様、十二年にはじまる日中戦争とその戦争の拡大を背景に、さらに新たな国民の「思想統一」「戦意高揚」を目的とした国家政策・社会状況の中であらわれてくる。籠谷次郎氏や坂井久能氏によれば、忠霊塔建設の計画は、昭和十三年三月にはすでに存在したという⁶⁵。すなわち、十四年一月十八日、日中戦争二年目の春を迎え、内務省内で、同省警保局・神社局各課

長のほか、陸・海・厚生・文部各省関係官の打ち合わせがもたれ、この結果、「今次戦没者碑の建設」については「一市町村単位に一塔碑に限る」との合意が確認され、その旨の通牒がだされたのである。⁶⁶⁾

ところで、この忠霊塔の建設運動は、内務省ではなく軍部（特に陸軍）の強い要望があったことが特徴である。例えば、十四年二月二十七日付、陸普第一一〇号陸軍省副官通牒「支那事变二関スル碑表建設ノ件」（同月の『皇国時報』所載）には、

- 一、市町村ヲ単位トスル一基ノ碑表建設ニ当リ、戦没者ノ遺骨ヲ納ムル所謂忠霊塔ノ建設ニ就テハ、軍トシテ適当ナル支援ヲ与ヘ、永遠ニ護国英霊ノ宙域トシテノ中心タラシムルコト
- 二、（略）
- 三、個人墓地ニ対シテハ軍ノ関与スルトコロニアラサルモ、戦没者ノ葬喪ニ依ル永久ノ名誉ハ、忠霊塔及陸軍墓地合葬塔ニ依ル如ク指導スルコト

とあり、陸軍省が忠霊塔の建設運動を本格的に支援する意志を表明していた。つまり、陸軍当局は「支那事变戦没者」の慰霊碑の建設について、一種の墓塔としての性格を有するもの、陸軍墓地における合葬塔と密接な関係を有するものを早くからめざしていたことがわかる。

逆に、所轄警察署をはじめとする内務省当局は、護国神社を先頭に、国家神道を官僚的に統制する立場から極めて忠霊塔の建設には慎重であった。このことは、同時期の内務省の意図を考慮するとき、極めて示唆的である。こうした中で納骨施設を有する忠霊塔を建設する動きは、十四年の早い段階ですでに全国的に広がっていった。十五年三月段階での報告によれば、「東京市を始めとし、京都、名古屋、弘前、和歌山、仙台、徳島等その他の市町村もドシドシその建設準備が進められている。このうち西日本では、徳島が昭和十七年五月三十日陸軍墓地に建設、十月二十七日竣工式をあげている」という。

なお、「大日本忠霊顕彰会」（財団法人）は、名誉会長に当時の首相平沼騏一郎を、会長に菱刈隆陸軍大将（後備役）、名誉顧問に近衛枢密院議長はじめ、松平官相・南朝鮮総督・小林台湾総督等を擁した半官の外郭組織であった。ただし実際の業務を執行する理事は陸海軍の次官・局長クラスの官僚だったという（運動の推進役は陸大教官陸軍中佐桜井徳太郎と貴族院議員山岡万之助の二人）。

同会の発会挨拶（陸軍省兵務局長陸軍少将中村明人）には、以下のような言説が続いている。「（前略）ここに大日本忠霊顕彰会は生まれ出たのであります。換言しますれば、国民精神をいよいよ指導作興し、皇道を八紘に宣ぶべき聖業を遂行せんがために、万民のすべてを皇戦に捧げ奉らんとする犠牲奉公の精神を高調し、かつこれを実行しもつて天壤無窮の皇運を扶翼し奉らんがため、本会は生まれ出たのであります。故に本会の精神事業はまったくこの忠霊を永遠に顕彰し、万民をして真に死して余榮ありとの観念を形而上にも形而下にも抱かしむるに足るために万全をつくしたのであります。⁶⁷⁾

また、支部は各都道府県におき、支部長一、副支部長若干、理事若干、監事二、評議員若干とした。支部長は地方長官とし、副支部長は師団司令部附少将、海軍人事部長および道府県総務部長の職にあるものその他適当と認められたるもの、また理事は、道府県学務部長・連隊区司令官・海軍人事部長第二課長または海軍人事部長の職にあるもの、その他適当と認められたるものと規定している。なお、各府県支部の設立目的は、同会事業の主旨の徹底と国民の協力を求めるためのもので、八月八日海軍報道部から「支部規程」が発表されている。規程は全一九条で、まず「支部は財団法人大日本忠霊顕彰会設立主旨に基く事業遂行に協力するとともに管下の指導助成をなすものとす」とされた。

以上、この忠霊塔建設運動の特徴をまとめてみよう。まず第一に陸軍中心であること。陸軍省は高級副官の名で内地、朝鮮軍、台湾軍、関東

軍の各部隊、官衙はもとより、戦地の第一戦部隊にたいしても、寄付金募集を依頼する通牒を發したといふ。⁽⁶⁸⁾このように、陸軍当局のこの運動への力の入れ具合は並々ならぬものがあつたといえよう。さらにまた、小中学生にも忠霊塔顕彰運動を徹底させるため、小学校、中学校教員を集めて講演会を催すなど、国民各層を巻き込む幅広い活動が各地で展開されたことである。⁽⁶⁹⁾

すなわち、この運動における「忠霊顕彰」の意味は、「すべて戦争遂行のための国民の精神統一、戦意高揚の運動である」ことを述べているのであつた。ここに集約される国民精神運動が単なる掛け声でなく、護国神社におけるそれと同様、戦場における後退への精神的足かせ、「死への誘導」であることが容易に理解できよう。

石川県忠霊塔と大日本忠霊顕彰会

ところで、石川県では、これよりさき昭和七年（一九三二）十月には、すでに忠霊塔の原型とも言うべき発想がみられたことに注目したい。地元紙の記事によれば、「九師団戦勝記念塔建設の声おこる 近き有力実業家連が運動開始 勇闘の歴史を伝ふ」という見出しで、

第九師団下の在郷軍人達の手によって向山（卯辰山）の招魂社を出羽町練兵場に移転するという案が發表されて以来これをヒントにして、最近金沢市内の有力実業家達によって第九師団戦勝記念塔を建立したらどうかとの説が起こり、昨今次第に賛成者を得て近く趣意書ならびに細則を作成の上実業方面のみに止まらず軍部有力者達の賛助を求めて軍部、官吏、実業家団等を一丸とした期成促進運動を起こさんとしている模様である。

といふ。⁽⁷⁰⁾これによれば、招魂社遷移運動からも強く影響を受けていたことが確認される。

なお、この建塔の意図は「日清、日露を始め最近の事変に際し、最も

華々しい奮闘をなした九師団のお膝元に、この勇闘の歴史を伝える何ものもないのは遺憾だといふのでこの記念塔を実現しやうといふ」もので、この限りでは単なる戦勝記念碑の発想だが、「建設の暁はここに九師団戦死者の英霊を合葬の上恰の仏国バリにおける『無名戦士者の墓』の如く金沢市を訪ふものは誰彼を問はず必ずこの戦勝記念塔に礼を送るべく足を運ばしめるものにした」という構想は、まさに忠霊塔を先取りするものであつた。また、この記事だけでは、具体的な運動の形態もその経緯も不明だが、「これに対する経費見積もりは約十五万円見当で一般の募集による意向」という点も、のちの忠霊塔建設運動に採用される方式であつた。

さて、本来の「忠霊塔建設運動」は、石川県でも十四年に入ってから本格化した。同年七月七日『北国新聞』は、「支那事変二周年」に際し「国民の手で忠霊塔を各市町村に一基建設しよう」呼び掛けている。⁽⁷¹⁾ 一方で九月一日には「忠霊塔建設基金募集」記事が掲載された。

聖戦に殉ぜし将士の英霊には万代護国の龜鑑として感謝と尊崇の念を忘れてはならぬ、而して比ひなき義烈の武勳は至誠をもってこれを検証し家門の誉れ一族の誇り郷土の輝きとして永遠に伝えねばならぬこと勿論である。さきに陸海軍当局の発意により菱刈大将を會長に仰いで、畏くも秩父、高松両宮殿下台臨のもとに財団法人大日本忠霊顕彰会が設立され戦地および内地にこれらの勇士を祀る忠霊塔建設の計画が立てられ同時にその運動がひろく実践に移された。

我社（北国新聞社）はこの計画に絶対の協賛を寄せ進んで興亜建設の大業翼賛の臣節を全ふせんがため建設基金を献納せんことを期し茲に銃後の全部北陸県民にうつたへて至誠あふる、献金を募集すること、した。希くば個人も市町村も学校、工場、各種団体も一日応召の心構へをもって熱誠、相協力されむことを希む。

本社は些少ながら三百円を献金して今日この日、興亜奉公の一端を

披瀝した。

金参百円也 北国新聞社

- 一、応募額に制限はありません
- 一、紙上掲載をもって領収に代えます
- 一、献金は大日本忠霊顕彰会へ納付す
- 一、献金は金沢市南町北国新聞社忠霊顕彰係宛

(便宜本社支局を通じていたゞいても差支へありません)

こうして第九師団管下の「支那事变戦没者忠霊塔」(石川県忠霊塔)

は、十六年五月金沢市野田山の陸軍墓地内に師団長吉住良輔の碑文を得て建設された(五月三日除幕式)。なお、これら建設にかかる労働奉仕はもとより、その費用は全国民が悉く一日戦死したつもりでその一日分の収入に当たる金額を寄付するという「一日戦死」をスローガンに寄付を呼びかけるものであったという。最後に、除幕式の光景を当時の新聞記事から確認しておく。

「聳え立つ忠烈不滅の塔 遺族ら三千参列の除幕式 けふ雨の陸軍墓地で」

興亜聖戦に護国散華したわれらが尽忠将士の英霊をまつりその輝かしき武勲を千載につたへる支那事变陣没大忠霊塔の除幕式および納骨式は緑雨瀟々とけむる三日午前十時より金沢市郊外野田山陸軍墓地で厳肅盛大に執行された

この日朝来の暖雨に洗はれた青葉若葉の緑もひとしほ清々しき山上の式場には各地より踵を連らねた感激の遺族および昨夏金沢市ならびに本社主催の整地勤労に汗の奉仕した金沢市民約三千人が参列し大天幕の中に威儀を正して待つうち祭主草場金沢師団長をはじめ石川県知事代理岡部学務課長、釣谷人事部長代理、倉石、長崎、蟹江、村上、織田、栗山各陸軍少将、塘、森岡部隊長、澤野金沢市長、岡野社教課長、嵯峨本社専務、愛国、国防両婦人会代表その他

来賓着席し、太田石川護国神社々司斎主による神式の除幕式にはいった

まず修祓ののち故新保少佐の遺児由和君(一一)故細谷少佐の遺児美哉子さん(九つ)が忠霊塔の前に進んで垂幕の綱を切った、今ぞ仰ぐ大忠霊塔の威容――、つわものの偉勲はここに不滅の光を放つて永へに薫りさくのである、遺族をはじめ参列者一同はしばし感激の瞳をもって「忠霊塔」の聖なる三字を凝視したのであった

かくて献かな□鐸松籟に和するうちに降神、奏楽裡に献饌の儀があり終つて太田斎主の祝詞奏上につき祭主草場師団長恭々しく塔前に進んで英霊の勲功を讃え奉る祭文を朗読し草場師団長関係各師団長代表、海軍関係長官代理、遺族代表、故笠森少佐未亡人みどりさん、衛戍部隊代表長崎少将、石川県知事代理の玉串奉奠あつて撤饌、昇神の儀があり除幕式を終了し引き続き同十一時より東別院輪番浅倉慶友師導師の仏式による納骨式にうつった、まづ出仕楽、総礼、伽陀あつて導師および各宗代表の焼香に引き続き施主草場師団長以下各団体代表遺族代表はじめ勤労奉仕代表嵯峨本社専務らの焼香が香煙縷々とたちのぼる中に順次行はれ短念仏、和讃、回向、総礼あつて英霊の冥福を祈念する全参列者の念仏が唱へられ納骨動式行を終えた。

委員長藤野中佐の挨拶あつて正午こゝに盛儀を滞りなく終了した

「国民的敬崇の誠で建つ 倉石情報部長談」

支那事变陣没者忠霊塔の除幕式終了後金沢師団情報部長倉石忠一郎少将は次のごとく語った

今次事変に護国の華と散つた忠勇なる将士の英霊を祀り武勲を永へに顕彰する大忠霊塔は本日こゝに盛大なる除幕式を挙げる事が出来た、かくも早く忠霊塔の建設を見たのはひとへに昨夏金沢市民

各位が進んで敷地勤労作業に奉仕されたに由来するものである、ここにあらためて感謝の意を表する次第である、この忠霊塔は遺族のみの「忠霊塔」とかんがへるのは至当でない、これは全国民のものである、国民的敬崇の誠がこの忠霊塔に寄せられなければならないと信ずる、しかししてこの霊域を日本精神作興の本源とすべきであらう

3 石川県下の忠霊塔建設運動

かくして石川県でも忠霊塔の建設運動がはじまり、「一市町村に一基の建設を企図」する大日本忠霊顕彰会の石川県支部（支部長は知事）が中心となって、各市町村に広まっていった。⁽⁷⁵⁾ 例えば志雄町では、昭和十五年から「在郷軍人・婦人・青年団・児童生徒など、村民が総出動」して建設がはじまり、「日本最大といわれる忠霊塔」が翌十六年中に建設された。⁽⁷⁶⁾ このほか県下でもいくつかの市町村で忠霊塔の建設が確認される（表4参照）。

例えば、小松市の芦城公園内（小松市中央、小松城の外苑）には、「忠魂堂」（塔）が昭和十年（一九三五）十月二十三日に建てられた。こ

れは、戊辰戦争以降累次の戦病没軍人六〇人を祀るものである。碑銘は、「忠魂堂」から「忠魂塔」、戦後現在の「平和塔」と改められたという。

同じく小松市上八里町には、昭和十七年六月八日、陸軍大将阿部信行の揮毫を得て、二二六柱を慰霊する「忠霊塔」が建てられている。これは、昭和十六年の太平洋戦争勃発以来、旧能美郡国府村から出た陸軍一七一名、海軍五五名、併せて二二六名の戦死者を慰霊するもので、日清・日露、さらに日中戦争の戦死者と合わせて、御橋山に忠霊塔を建立したものである。旧能美郡国府村合同で「霊魂を奉祀」し、以来追悼法要が厳修されている。

小松市では、これよりさき、那谷町に西南戦争および、日清・日露戦争以降の従軍者及び戦没者の「尽忠を昂揚し、持続するため」に、「慰霊塔」が建てられている。明治四十年（一九〇七）十一月のことである。慰霊者数は不明だが、陸軍歩兵中尉高田稔の揮毫による碑文が刻され、氏神の地内に建立されている。太平洋戦争後一時、進駐軍の命令により解体されたが、講和条約締結後、すみやかに再建され、現在に至

表4 現存する石川県下の忠霊塔等（終戦期までに建立のもの）

市町村	地区/場所	名称	建立年代	揮毫者	慰霊者数	備考
輪島市	大野町鶴巣	忠霊塔	年代不明	陸軍大将 中村孝太郎	不明	
富来町	酒見	忠霊塔	年代不明*		不明	*戦前のものであるかは、不明
富来町	赤碓	忠霊塔	年代不明*		不明	*戦前のものであるかは、不明
羽咋市	大町	平和塔	1931年（昭和6年）	松田治助	135柱	
志雄町	子浦	忠霊塔	1941年（昭和16年）		321柱	
宇ノ気町	不明	忠霊塔	1958年（昭和33年）*		307柱	*明治期に忠霊塔として建てられた台座を再利用
津幡町	竹橋	忠霊塔	1944年（昭和19年）	陸軍中将 麦原俊三郎	150名	
金沢市	野田山	忠霊塔	1941年（昭和16年）	陸軍中将 吉住良輔	32838柱	
松任市	安吉町	忠霊塔	1941年（昭和16年）	不明	99柱	旧山島村
小松市	芦城公園内	平和塔	1935年（昭和10年）	不明	病没60人	忠魂堂から忠魂塔、さらに平和塔と改称
小松市	上八里町	忠霊塔	1942年（昭和17年）	陸軍大将 阿部信行	226柱	
小松市	那谷町	慰霊塔	1907年（明治40年）	陸軍歩兵中尉 高田稔	不明	尽忠護国碑

(註) 現地調査ならびに、前掲「終戦五十周年記念誌―憶う―」石川県遺族連合会刊より作成。

る。正式な名称は「那谷町尽忠護国碑」とされるが、形態は、小祠の造りで忠霊塔にみられる階段を持ち、一對の灯籠が配してある。なお、かたわらの石柱に慰霊塔と標記がある。のちの忠霊塔の前身とも考えられよう。

松任市安吉町でも、昭和十六年に「忠霊塔」が建立され、九九柱が祀られている。戦後は、昭和二十二年四月に結成された山島村遺族会により、毎年追悼式が実施されているという。

津幡町竹橋では、昭和十九年九月に「忠霊塔」が建立された。碑銘は、第五二師団長であった陸軍中将麦原俊三郎が揮毫、碑文は古道山教願寺の住職古道超妙が書いている。この塔の建立の経緯は、昭和十八年頃、竹橋出身で満州牡丹江省に在住していた蒲田儀一が一時帰国した際に、「満州事変、日中戦争、太平洋戦争に皇軍が勇戦して国難に殉じた忠勇將兵の慰霊鎮魂のために」と、金沢市在住の村田常次郎と図り、忠魂塔建立資金五千円を提供したものだという。教願寺住職の超妙がこれに協力。村長中河元太郎、農会長上山秋太郎ほか郷土有志が感奮し、さらに在郷軍人会が主体となって国防婦人会、国民学校等を巻き込んだ全地区の運動として建立した。碑文には、一五〇名の氏名が刻印されている。

河北郡宇ノ気町の「忠霊碑」は、現在の碑銘によれば、戦後の昭和三十三年（一九五八）四月に建立されている。ただし、これは、明治期に建立された「忠霊塔」が戦後再建されたものである。すなわち、日清・日露の両戦役並びに台湾討伐に従事した宇ノ気町の戦没者三〇七柱を祀った忠霊塔は、昭和二十年第二次世界大戦に敗れたため、碑石が撤去された。その後、戦後十三年をへた三十三年、新たに満州事変・日中戦争・第二次世界大戦等の戦死者を加え建立されたものであるという。この間、「戦友が碑の再建を発願し、広く町民の賛同を得て、ゆかりの深い旧碑の跡地に現在の忠魂碑を建立した」とされるが、碑の形態から察

するに、基台を利用して再建したものと思われる。工事は余地出身の田辺善栄（金沢市在住）により、総事業費七三万円で建立されたもので、合祀された戦死者の数は二三〇余柱。以後昭和三十五年の金津村合併にともない、同年八月金津地区の七〇余柱とその後、町外からの移入者の関係者も追加合祀され、現在三〇七柱が合祀されているという。

羽咋市大町では、昭和六年（一九三一）に一三五柱を祀って建立された「慰霊塔」が残されている。現在は、「平和塔」という碑文（松田治助揮毫）が刻まれているが、形態からみて忠霊塔であった可能性が高い。左右の頌忠碑銘（昭和三十一年六月、島田湖山撰文）によれば、日清・日露戦争以来の戦没者（日清・日露戦争一八名、日中戦争一三名、太平洋戦争一〇四名）の名を刻み、鎮魂慰霊のため余喜村住民の総意で建立したものとされる。現在は、旧公民館敷地、現余喜小学校前に建立されている。

このほか、羽咋郡志雄町子浦には、昭和十六年建立の「忠霊塔」（三二柱）が、輪島市大野町鶴巣には、年代不明ながら、陸軍大将中村孝太郎の揮毫になる「忠霊塔」が、さらに鳳至郡富米町の酒見と赤碕には、年代不詳ながら、それぞれ「忠霊塔」が残されている。⁽⁷⁷⁾

以上、不十分ながら、石川県下に残された忠霊塔等の概要を、主に施設の現状と聞き取り情報等にそくして整理した。詳細は、今後の文献調査や関係者の調査に期したい。こうしたなかで、能美郡根上町の忠霊塔に関しては、昭和十七年十月段階での建設の動向がうかがえる一連の文書が確認された。煩瑣になるが石川県下では貴重な史料であり、「銃後」形成の過程をみるうえでも興味深いものなので、一括掲載しておく⁽⁷⁸⁾たい。

昭和十七年十月「根上町忠霊塔建設趣意書」

海行かはみつく屍 山ゆかは苔むす屍 大君のへにこそ死なめかへりみはせし

斯うした純真な決心の下に苦しい気候の迫害と乏しい物資の窮困に耐へなから。砲弾作裂の間に挺身しつゝ、不幸にも戦場の露と消へ屍を異境の果に曝らし。又は痛恨極まりなき身を病棟に鳴きつゝ、空しく病床に斃れたる。吾か郷土出身殉国の御魂は既に百六十六柱に垂んとす。由来吾か国は東洋の一小島世界の入々には其の存在すら明白ならざりしが。日清日露の二大戦役。満洲上海支那等数次の事変を経て今回の大戦となり。今や世界的最大強国として帝国の威信を中外に宣揚し。大和民族の真価を内外に知らしむるに至らしめたるは。誠に痛快にして。此等は偏に悲壮なる最後を遂げられたる勇士の賜として。其の誠忠を顕揚しその遺勲を偲び。芳名を後世に伝へ冥福を祈るは実に銃後国民の務めと堅く心に銘し、茲に忠霊塔建設の議を進められたのであります。

想ふに戦雲日に酣なるの秋。吾等 聖恩の高大なるに感激し。今更ながら君国に生を受けたる幸ひを語り会ひ。民心を励まし祈念を捧ぐる人々の多かるべきを思ひ。之れが実現の急なるを感ずるに至らしめたり。然るに刻下資材窮乏の中にも本町の面目を保ち。町民誠意の存在を示さんとの下心より。其構造にも多少の考慮を払ひ度き予定なり。

本町民各位並に本町出身の有志諸□彦。何卒吾等の微衷を容れ応分の御寄附相仰度切に懇望する次第であります。

昭和十七年十月十六日

根上町忠霊塔建設奉賛会

根上町長 森喜平

根上軍友会長 松崎清作

帝国在郷軍人会

根上町分会長

中井市蔵

各位有志

(根上町史編纂室所蔵)

昭和十七年十月「根上町忠霊塔建設奉賛会々則」

第一条 本会ハ根上町忠霊塔建設奉賛会ト称シ事務所ヲ根上町役場内ニ置ク

第二条 本会ハ本町出身戦病勇士ノ忠霊塔ヲ建設シ以テ英霊ヲ慰メ郷土民心ノ改□ニ資スルヲ目的トス

第三条 本会ノ事業ニ必要ナル資金ハ本町住民ノ浄財及篤志家ノ寄附金品ニ依ルモノトス

第四条 本会ニ左ノ役員ヲ雇ウ
会長 一名 副長二名 幹事一名 委員 若干名

但シ会長ハ根上町長副長ハ根上町軍友会長根上町分会長トス委員幹事ハ町内名望家各種団体代表者中ヨリ会長之ヲ囑託ス

第五条 会長ハ本会事務一切ヲ統轄ス副長ハ会長ヲ補佐シ会長事故アルトキハ其事務ヲ代行ス委員幹事ハ会長ノ指示ニ従ヒ事務ヲ分掌ス

第六条 会長ハ必要ニ応シ委員会ヲ召集シ本会ノ目的達成ノ為必要ナル事項ヲ附義ス

第七条 本会役員ハ総テ名誉職トス

第八条 本会則ハ委員会ノ決議ニ依ルニアラサレハ変更スルコトヲ得ス以上

(根上町史編纂室所蔵)

昭和十七年十月「根上町忠霊塔建設寄附割当表」

五間堂 四四九円 重住 五二円

中ノ庄 六一八円 印内 三三二円

福岡 一、六九六円 福島 二、八七八円

西二口	六九八円	吉原釜屋	四九〇円
中ノ江	一、〇〇五円	大釜屋	一、七五二円
根上	六六円	中釜屋	八〇五円
高坂	六〇一円	焼釜屋	八二九円
下ノ江	一、八一〇円	道林釜屋	七六七円
浜開発	八三二円	山口釜屋	一、二八八円
野	八一九円	高坂飛地	二一八円
濁池	一、六四八円	合計	二〇、〇〇〇円

(根上町史編纂室所蔵)

昭和十七年十月「根上町忠霊塔建設奉賛会案内」

拜啓 時下益々御清栄の段奉賀候

陳者本町民の多年の大望せる日清日露の二大戦役満州上海支那等数次の事変を経て今回の大東亜戦となり、今や世界的最大強国として威信を中外に宜揚せしむるに至らしめ、悲壯の最後を遂げられたる勇士の誠忠を顕揚し、その遺勲を偲び芳名を後世に伝へ冥福を祈るは、銃後国民の務めと共に忠霊塔建設の議を進むる為、来る二十五日午後二時本町役場に於て委員会開催致度候条御繁忙中とは万々拝察致居り候得共斯業御後援の為万障繰合せの上御出席相願度
右御案内迄申上

昭和十七年十月二十二日

根上町忠霊塔建設奉賛会長 森 喜平(印)

殿

以上の史料によれば、町長、軍友会長、在郷軍人会分会長を代表とする「根上町忠霊塔建設奉賛会」が結成され、郷土出身の「御魂百六十六柱」の「誠忠を顕揚し偉勲を偲び、冥福を祈る」ために、この建設を進

め寄付を募っていることが確認される(同月十六日「根上忠霊塔建設趣意書」)。同会の組織は、「建設奉賛会会則」によれば、事務所を根上町役場内に置き、委員幹事に町内名望家各種団体代表を据えるというきわめて官製的なもので、「根上町忠霊塔建設寄附割当表」にみるごとく、各集落ごとに合計二万円の「寄付」が「割当」られたのであった。ちなみに、初回委員会は十月二十五日に町役場で開かれている。

現状を確認したところ、この根上町の忠霊塔は、すでに残されていないが、おそらく石川県下の各町村でこのような忠霊塔建設の運動が展開されたものと思われる。根上の文書にみられるように、この運動そのものが、極めて官僚的なものではあるが(例えば、「事務所ヲ根上町役場内ニ置ク」とか、「建設寄附割当」など)、その限りで「銃後」社会の形成の大きな契機になったことであろう。そうした意味でも、このような各地の事例の発掘と分析がますます重視されなくてはなるまい。

まとめにかえて

本稿でみた金沢、さらに仙台や広島、熊本あるいは名古屋などの都市は、等しく旧城下町から旧城郭に師団司令部や兵営をもつ「軍都」へと近代の変貌をとげた。これは、豊橋や鯖江、松江など、少し遅れて連隊が駐留する地方の「軍都」として近代社会を形成しはじめた大都市も同様である。こうした都市の性格が、西南戦争、日清・日露戦争という、近代の諸戦争、とりわけ対外戦争の勝利を契機として、戦争勝利と戦死者追悼のシンボルを必要としていたことは、すでにみた過程からも明らかであろう。むしろ「軍都」の戦争記念碑は、忠魂碑等の郡町村における「小さな記念碑」という広い裾野をも視野にいれながら考察されなければならない。さらに、戦争記念碑と陸軍墓地の合葬碑とは、「合葬」という行為の実態をふまえたうえで、どこにその性格の違いがあるのか

ということも問題となろう。いずれにせよ、近年の関心の高まりにもまして、戦争記念碑研究に求められる課題は多様かつ広範に残されている。その際、まさにベトナム戦争碑に言及したマリタ・スターケンが指摘する、「記念碑をめぐる言説において、何が重要な兵士の物語かといえば、それは直接の戦争体験ではなく、戦後のかれらに対する扱いについてなのであった」という認識は、日本における戦争記念碑研究にもあてはまる共通認識といえよう。そういう意味で、物言わぬ戦争記念碑は、「兵士の物語」の語り部なのである。

註

- (1) 村上重良『慰霊と招魂』(岩波書店、一九七四年)。
- (2) デイビッド・E・ソーパー『宗教と景観』(マルティン・シュウィンント編著)『宗教の空間構造』大明堂、一九七八年所収。
- (3) 細見長盛『不滅の墳墓』(巖松堂書店、一九三三年)、小林健三・照沼好文『招魂社成立史の研究』(錦正社、一九六九年)、村上前掲『慰霊と招魂』、大原康男『忠魂碑の研究』(暁書房、一九八四年)、籠谷次郎『市町村の忠魂碑・忠霊塔について―靖国問題によせて』(『歴史評論』二九二号、一九七四年。のちに籠谷『教育と国家の思想』阿吽社、一九九四年所収)など。
- (4) 森岡清美・今井昭彦『国事殉難戦没者、とくに反政府軍戦死者の慰霊実態』(成城大学文学部『成城文藝』第一〇二号、一九八二年)、赤澤史朗『日本ファシズムと神社』(赤澤『近代日本の思想動員と宗教統制』第五章、校倉書房、一九八五年)、原田敬一『万骨枯る』空間の形成―陸軍墓地の制度と実態を中心に―(『佛教大学文学部論集』第八十二号、一九九八年)、原田『陸海軍埋葬地制度考』(大阪大学文学部日本史研究室編『近世近代の地域と権力』清文堂、一九九八年)、横山篤夫『真田山陸軍墓地の成立と展開について』(『地方史研究』二八一号、一九九九年)、今井昭彦『近代日本における戦没者祭祀―札幌護国神社創建過程の分析を通して―』(松崎憲三『近代庶民生活の展開』三一書房、一九九八年)、木口亮『戦没者祭祀についての一考察―茨城県牛久市城中町の事例を手がかりに―』(RUGAS)『立教大学地理人類学研究』一六号、一九九八年)、坂井久能『神奈川県における忠霊塔建設』(『神奈川の戦争と民衆』研究収録、神奈川県高等学校教科研究会歴史分科会日本史研究推進委員会、一九九七年)、坂井『神奈川県護国神社の創建と戦没者慰霊堂』上・下(『神道宗教』第一

七四・一七五号、一九九九年)など。市川秀和『足羽山公園の成立と場所の政治学―福井市における近代公共空間の形成に関する一考察―』(『福井大学地域環境教育センター研究紀要 日本海地域の自然と環境』六号、九七〜一六頁、一九九九年)。

- (5) 本康宏史『「軍都」と民俗』(『都市の民俗研究』七号、一九八七年)、同『招魂社制度の地域的展開と十五年戦争』(高澤裕一編『北陸社会の歴史的研究』能登印刷出版部、一九九二年)、同『「軍都」の民俗再考―祈願と慰霊を中心に―』(『石川県立歴史博物館紀要』第九号、一九九六年)、同『「軍都」金沢―イメージと実態の変遷小史―』(本康編『金沢学⑧イメージ・オブ・金沢―伝統都市の像の形成と展開―』前田印刷出版部、一九九八年)、並びに本康『「軍都」のトポロジー―祈願と慰霊を中心に―』(榎田清編『金沢学⑨』前田印刷出版部、二〇〇〇年)。

- (6) この経緯と成果は、榎山幸夫編著『近代日本の形成と日清戦争―戦争の社会史』雄山閣出版、二〇〇一年に詳しい。なお、この問題に関しては、大原康男『統・忠魂碑の研究―護国神社制度の成立と忠霊塔建設運動に焦点をあてて―』(『國學院大学日本文化研究所紀要』五二輯、一九八四年)、籠谷前掲『市町村の忠魂碑・忠霊塔について』、今井前掲『国事殉難戦没者、とくに反政府軍戦死者の慰霊実態』、坂井前掲『神奈川県における忠霊塔建設』、海老根功『東燃(株)和歌山工場大空襲のかけこ』(埼玉新聞社、一九九〇年)、など参照。とりわけ、榎山幸夫『戦争記念物と戦争記録物』は、日清戦争の事例を中心に、この問題に関して包括的な議論を展開し注目される(榎山前掲『近代日本の形成と日清戦争―戦争の社会史』三二〇〜三三六頁)。また、今井前掲『近代日本における戦没者祭祀―札幌護国神社創建過程の分析を通して―』は、招魂碑から忠魂碑・招魂社をへて護国神社に発展した札幌護国神社の典型的な事例を丹念に追っており、極めて示唆に富む。さらに、全国の忠魂碑等の分布に関しては、各県の護国神社等が編纂した報告書がかなりあり、国立歴史民俗博物館では、これらをまとめつつ全国の戦争記念碑等を網羅的に調査するプロジェクト(非文献資料の調査・研究)を立ち上げ、報告書『近現代の戦争に関する記念碑』(国立歴史民俗博物館、二〇〇三年)を刊行している。筆者も新井勝敏、一ノ瀬俊也、海老根功氏をはじめとするこのメンバーから、多くのご教示を得た。

- (7) 大石嘉一郎・金澤史男『近代都市財政史研究の課題と方法』(明治学院大学産業経済研究所『研究所年報』第一号、一九九四年)。ほかに日本近代の都市化と軍事化の問題に関しては、原田敬一『日本近代都市史研究』(思文閣出版、一九九七年)の「序章」など参照。

- (8) 粟津賢太『近代日本ナショナリズムにおける表象の変容―埼玉県における戦没

- 者碑建設過程をとおして——」(『ソシオロジカ』第二六卷 第一二二号、二〇〇一年) 二四頁。
- (9) 阿部安成ほか編『記憶のかたち——コメモレイションの文化史』(柏書房、一九九九年) など。
- (10) ボドナー・J『鎮魂と祝祭のアメリカ曆の記憶と愛国主義』(野村達郎ほか訳、青木書店、一九九七年)、栗津憲太「ナショナルリズムとモニュメンタリズム——英國の戦没者記念碑における伝統と記憶」(大谷栄一・川又俊則・菊池裕生編著『構築される信念——宗教学のアクチュアリティを求めて——』ハーベスト社、二〇〇〇年より再引)。ほかに、近年邦訳の出たジョージ・L・モッセ『英霊——創られた世界大戦の記憶』(宮武美知子訳、柏書房、二〇〇二年) などが参考になる。
- (11) マリタ・スターケン「壁、スクリーン、イメージ——ベトナム戦争記念碑」『思想』八六六号、一九九六年八月 三〇頁。
- (12) アルヴァックス・M『集会的記憶』(小関藤一郎訳、行路社、一九八九年)。
- (13) マリタ前掲「壁、スクリーン、イメージ——ベトナム戦争記念碑」三二—三三頁。
- (14) モッセ前掲『英霊——創られた世界大戦の記憶』(第五章 英霊の祭祀) 一〇四—一〇五頁。卑近な例では、金沢市の石川護国神社境内に建立された「大東亜聖戦大碑」をめぐる甲論乙駁の経緯をみよ。
- (15) 大原前掲『忠魂碑の研究』、籠谷前掲「市町村の忠魂碑・忠霊塔について」など。
- (16) 森岡・今井前掲「国事殉難死者、とくに反政府軍戦死者の慰霊実態」、昭沼好文「碑表、形象等に関する研究」(『神道宗教』第一一〇号、一九八三年)、籠谷次郎「戦没者碑と『忠魂碑』」(『歴史評論』四〇六号、一九八四年)、同「戦争碑についての考察」(『歴史評論』四四四号、一九八七年)、海老根前掲『東燃(株)和歌山工場大空襲のかけに』九九頁以下、檜山幸夫「日清戦争と日本」(東アジア近代史学会『日清戦争と東アジア世界の変容』上巻、ゆまに書房、一九九七年)、檜山「日清戦争と民衆」(檜山前掲『近代日本の形成と日清戦争——戦争の社会史』三三〇—三三六頁)。
- (17) 新宮譲治「戦没者個人碑について」(『歴史と地理』四四二号、一九九二年)、同「明治期戦没者碑の変遷——個人墓から集合碑へ」(『歴史と地理』四五七号、一九九三年)。寺門雄一「近代石造遺物からみた地域・戦争・信仰——茨城県取手地域の戦没者慰霊碑を例にして——」(『地方史研究』二五〇号、一九九四年)。下山忍「戦没者墓石について」(『地方史研究』二五八号、一九九五年)、下山「戦争碑の変遷」(『季刊考古学』第七二号、二〇〇〇年) など。
- (18) 市川前掲「足羽山公園の成立と場所の政治学——福井市における近代公共空間の形成に関する一考察」。
- (19) 籠谷前掲「戦没者碑と『忠魂碑』」、同「戦争碑についての考察」。
- (20) 新宮前掲「戦没者個人碑について」、同「明治期戦没者碑の変遷——個人墓から集合碑へ」、寺門前掲「近代石造遺物からみた地域・戦争・信仰——茨城県取手地域の戦没者慰霊碑を例にして——」、下山前掲「戦没者墓石について」、同「戦争碑の変遷」など。
- (21) 大原康男「忠魂碑の研究」(『國學院大學日本文化研究所紀要』第五二輯、一九八三年)。
- (22) 檜山前掲「日清戦争と民衆」三三三頁。
- (23) 檜山前掲「日清戦争と民衆」三三四頁。
- (24) 檜山前掲「日清戦争と民衆」三三三—三三〇頁。
- (25) 栗津前掲「近代日本ナショナルリズムにおける表象の変容」二頁、および二七頁。
- (26) 『明解漢和辞典』(三省堂、一九五九年) には、「記念」の字義に「かたみ」を載せ、「天字源」(角川書店) では、「記念」の古訓を「かたみ」としている。「かたみ(形見)」という言葉は、すでに万葉集、古今集にみられ、「死者や遠く別れた人を出す記念とするもの」(『新明解古語辞典』第二版、三省堂) の意である(栗津前掲「近代日本ナショナルリズムにおける表象の変容」四—五頁)。
- (27) 栗津前掲「近代日本ナショナルリズムにおける表象の変容」五頁。
- (28) 木下直之「はしらかしら 下」(木下『世の途中から隠されていること——近代日本の記憶』晶文社、二〇〇二年) 八三—八四頁。なお、辞書の意味は以下のとおり。「碑」は後世に伝えるために記念の文を刻んで建てた(方形の)石柱。いしぶみ。円形のもの「碣」という。「標」はしるし。目じるし。標柱は、標示のための柱。「塔」は仏骨を収めるために土や石を積み上げた建造物。「石塔・宝塔・塔頭」。「卒塔婆」の略。(何層にも)高くそびえ立つ建造物。タワー。「鉄塔・司令塔」(山口明穂・竹田晃編『岩波漢語辞典』第二版、岩波書店、一九八九年)。
- (29) 本康前掲「軍都」と民俗」(一)、同「招魂社制度の地域的展開と十五年戦争」、同「軍都」の民俗再考——祈願と慰霊を中心に——(二)、同「軍都」金沢——イメージと実態の変遷小史——、ならびに本康「軍都」のトポロジー——祈願と慰霊を中心に——(いずれも、本康『軍都の慰霊空間』吉川弘史館、二〇〇二年に収録)。
- (30) この問題に関しては、昭沼好文氏が前掲「碑表、形象等に関する研究」で問題の所在を指摘、羽賀祥二氏も愛知県事例を報告している(羽賀「軍都の戦争記念碑——豊橋第十八連隊と神武天皇銅像記念碑」、田中彰『近代日本の内と外』吉

川弘文館、一九九九年)。羽賀氏は、このほか米沢や金沢(西南役尽忠碑)の事例にも言及されている(「神社と記念碑」羽賀「明治維新と宗教」筑摩書房、一九九四年)。ほかに海老根前掲「東燃(株)和歌山工場大空襲のかけに」、坂井前掲「神奈川県における忠霊塔建設」など参照。

(31) 福田博美「群馬県における忠霊塔の建設と市町村」(「群馬文化」第二五〇号、一九九九年)、今井昭彦「昭和戦前期における忠霊塔建設について」(「群馬文化」第二六三号、二〇〇〇年)。なお、海老根功氏のご教示によれば、群馬県下の忠霊塔は、他県に比べ極めてその建設数が多い点特徴であるという。

(32) 「忠霊塔忠魂碑等の措置について」石川県教育委員会旧蔵文書。ガリ印刷。墨書、並びにカーボン筆記。

(33) 大原康男「資料 政教分離に関する政府の通達・回答等集成」(「國學院大學日本文化研究所紀要」第八八号、二〇〇一年)四四九～四五一頁。なお、戦後の忠魂碑、忠霊塔、その他戦没者のための記念碑、銅像の再建・創建に関しては、「戦没者の記念碑等について」(昭和二十七年九月十九日付地調第三六号文部省調査局長より富山県総務部長あて回答、ならびに「慰霊塔等の建設について」(昭和二十七年十一月十三日付地調第五八号静岡県総務部長あて、文部省調査局長回答)が確認されており、前者では「宗教施設又は宗教的儀式行事を伴う施設でない限り、公の機関が殉職者(戦没者を含む)等の記念碑等を建設することは、政教分離の原則に抵触しないものと考えられる。ただし、「忠霊塔」「忠魂碑」等誤解をまねきやすい語はなるべく避けられたい。」とされ、後者でも「地方公共団体が慰霊塔等(単に戦没者、殉難者等のための碑であることを示すに止まるものである場合)を建設することは地方自治法第二三〇条の規定にふれない限度において支障ないものと解して差し支えないか。」という照会に対し、「単に記念碑たるにとどまり、宗教的施設と思われるものでない限り差し支えない。」と回答しているのである(大原前掲「資料 政教分離に関する政府の通達・回答等集成」四五～四五二頁)。講和条約締結以降、とくに忠霊塔・忠魂碑の建設ブームをみる背景には、占領の終了にともなうような政府の方針転換が影響していたことは明らかであろう。

(34) 福田前掲「群馬県における忠霊塔の建設と市町村」

(35) 大原前掲「忠魂碑の研究」参照。

(36) この問題に関しては、大原前掲「続・忠魂碑の研究―護国神社制度の成立と忠霊塔建設運動に焦点をあてて」、籠谷前掲「市町村の忠魂碑・忠霊塔について」、今井前掲「国事殉難戦没者、とくに反政府軍戦死者の慰霊実態」、坂井前掲「神奈川県における忠霊塔建設」、海老根前掲「東燃(株)和歌山工場大空襲のかけに」など参照。近年、前記「歴博のプロジェクト」に加え、楡山幸夫氏を代表と

する研究グループは、「近代日本における戦争記念碑と戦没者慰霊についての地域社会的研究」(「科研基盤」)を立ち上げ、旧「満洲」・台湾など海外を含む全国各地の戦争記念碑・墓碑等を集中的に調査されている。筆者もそのメンバーの一員として、対馬、富山、高知、奄美、台湾等の調査に参加した。

ちなみに、高知県南国市域では、他県ではあまりみられない「忠魂墓地」の形態を確認し得た(二〇〇一年一月の国立歴史民俗博物館による戦争記念碑等非文獻資料の調査)。これは旧村単位の陸海軍共同軍人墓地域に、忠魂碑・忠霊塔が集合して建立されるケースである。この場合、旧村(区)単位で軍人墓碑が建設されること、さらにそれが忠魂碑・忠霊塔と同じ空間に設置される点は、何らかの歴史的要因が考えられよう。いずれにせよ、こうした各地の「慰霊空間」の諸相を全国的に比較検討する作業がさらに求められる。

(37) 本康前掲「軍都の慰霊空間―国民統合と戦死者たち」二二四～一九八頁。同前。

(38) 宮林家文書(大館コレクション)石川県立歴史博物館所蔵。

(39) 「富山日報」明治二十三年六月十三日付記事の抄録。

(40) 「金沢市史」現代編、五七四～五七五頁。なお、この記述は護国神社の公式的な説明である。鑄木勢岐「顕忠廟の由来―卯辰山招魂社から石川護国神社へ」(一九八〇年)からの転載である。これら一連の記述は、元石川護国神社神官の故鑄木勢岐氏が執筆されたものと察せられるが、同様の説明は、「石川県神社誌」の記載をはじめ、護国神社境内の案内板や卯辰山の旧招魂社社文など随所にみることができ、いわば「定説」となっている。これらの記述の原形は、鑄木氏が昭和九年(一九三四年)三月に作成した「官祭招魂社銘記」(社の基礎に埋められた銅板)の「其地偏小ニシテ衆庶ノ報賽ニ便ナラズ是ニ於テ一昨年官民相謀リ本社奉賛会ヲ設ケ(後略)なる一文に求められる(石川県招魂社奉賛会編「官祭招魂社造営誌」非売品、一九三八年、に写真掲載)。

(41) 本康前掲「招魂社制度の地域的展開と十五年戦争」、七四三頁以下。

(42) 「中越新聞」明治二十年五月六日付、「」内はタイトル。カタカナをひらがなになおし、一部文章も簡略化した。傍点は引用者(以下同じ)。

(43) 「富山日報」明治二十三年六月十三日付。

(44) 「久徴館同窓会雑誌」七七号、明治二十七年十二月二十八日付。以下、「久徴館同窓会雑誌」並びに「加越能郷友会雑誌」(いわば石川県人会誌)の検索に関しては、詳細な所在目録を作成された森山誠一氏のご教示を得た。深く感謝したい。

(45) 「久徴館同窓会雑誌」八四号、明治二十八年十二月(日付不明。最終号)。

(46) 「加越能郷友会雑誌」一七三号、明治三十二年十一月二十六日付。

- (48) 『加越能郷友会雑誌』一九五号、明治三十九年十月二十五日付。
- (49) 『北国新聞』大正八年十月十日付、一面の初段記事。
- (50) 『北国新聞』大正十五年十月十九日付。
- (51) 金沢市石黒裕明家文書。一紙、印刷、一部墨書。「招魂祭典事務係」印押印。この水統講受領書は、石川県下金沢以外の地域でも残されていることがわかった。例えば、筆者は能登七尾の「鹿島郡自治会文書」のなかに、地域名望家にあてた同様の受領書を確認している（七尾市史編纂室所蔵）。同講の広がり、かなり広範、かつ組織的なものであったことがうかがえよう。
- 兵収第四九四号ノ二
大正十年十月七日 七尾町長 廣島弥兵衛
富岡町区長殿
招魂祭典費寄附募集ノ件依頼
標記ノ件ニ関シ戊辰役以来戦病死軍人本県招魂祭ハ例年ノ通り来ル十八、十九日ノ両日ヲ以テ金沢市兼六公園内ニ於テ挙行ノ事ニ決定相成候処該祭典費寄附方其節ヨリ依然越候条例年ノ例ニ依リ左記金額費区内ヨリ取纏メ来ル十四日迄ニ当場へ御差出ノ様致度此段及御依頼候也
- 記
一、金八拾壹銭
追テ貴職ニ於テ該祭典参拜御希望ニ候ハ、参拜券交付候条當場へ御申出へ相成度申添へ候也
この段階では、「講」という、より地区単位での強制寄附の旨を示している。
- (52) 前掲宮林家文書（目録番号一五二三）。
- (53) 『北国新聞附録』明治二十八年九月二十五日付、傍点引用者。
- (54) 同前。
- (55) 大原康男「忠魂碑の研究」（國學院大學日本文化研究所紀要）第五一輯、一九八三年、一八八―二四五頁、のち大原「忠魂碑の研究」晩書房、一九八九年所収、福田前掲「群馬県における忠霊塔の建設と市町村」一七頁。また、忠霊塔の宗教思想的な位置づけに関しては、西村明「慰霊と暴力―戦争死者への態度理解のために」（国際宗教研究所編『現代宗教二〇〇二』東京堂出版、二〇〇二年）一三一頁など参照。
- (56) 福田前掲「群馬県における忠霊塔の建設と市町村」一八頁。
- (57) 籠谷前掲「市町村の忠魂碑・忠霊塔について―靖国問題によせて」四九―七一頁、福田前掲「群馬県における忠霊塔の建設と市町村」一八頁。
- (58) 坂井前掲「神奈川県における忠霊塔建設」、今井昭彦「群馬県下における戦没者慰霊施設の展開」（『常民文化』第一〇号、一九八七年）、今井「忠魂碑の歴史的考察―群馬県下の事例を手掛かりとして―」（『群馬評論』第五五号、一九九三年）、今井前掲「昭和戦前期における忠霊塔建設について」、福田前掲「群馬県における忠霊塔の建設と市町村」、栗津前掲「近代日本ナショナリズムにおける表象の変容―埼玉県における戦没者碑建設過程をとらえて―」など。
- (59) 海老根功「御鎮座六十周年記念 群馬県の忠霊塔等」（群馬県護国神社、二〇〇一年）。海老根氏は、こうした研究のベースとなる戦争記念碑の悉皆調査を長年継続され、その調査範囲は関東エリアをはじめとして、長野・愛知など数県におよんでいる。
- (60) 海老根前掲「群馬県の忠霊塔等」三三―三頁。
- (61) 福田前掲「群馬県における忠霊塔の建設と市町村」一八頁。
- (62) 海老根前掲「群馬県の忠霊塔等」三三―三六頁。
- (63) 福田前掲「群馬県における忠霊塔の建設と市町村」一八―二二頁。
- (64) 大原前掲「統・忠魂碑の研究―護国神社制度の成立と忠霊塔建設運動に焦点をあてて」参照。本稿も政策や制度の動向については、教えられる点が少なくなかった。
- (65) 籠谷前掲「市町村の忠魂碑・忠霊塔について」。また、坂井久能氏の研究によれば、神奈川県でも昭和十三年（一九三八）の段階で、かなり具体的な計画が進められていたようである。しかし、のちに政府の指導があったのか、護国神社の創建が推進されたためか、あるいは別に神奈川県忠霊塔の建設計画は消滅してしまつたという（坂井前掲「神奈川県における忠霊塔建設」三九頁）。
- (66) 昭和十四年二月二日付警保局長神社局長通牒「支那事変ニ関スル碑表建設ノ件」（内務省警保局発甲第十号）。これによると、「郡府県ノ区域ヲ単位トスルモノハ認メサルコト」（傍点引用者）とされた。
- (67) 『大阪朝日新聞』昭和十四年七月八日付。
- (68) 『東京日日新聞』昭和十四年八月九日付。
- (69) 『東京朝日新聞』昭和十四年九月十三日付。
- (70) 『北国新聞』昭和七年十月十三日付。
- (71) 『北国新聞』昭和十四年七月七日付。
- (72) 『北国新聞』昭和十四年九月一日付。
- (73) 『大阪朝日新聞』昭和十四年七月八日付。なお、戦後、忠霊塔に関しては、「神道指令」に基づく「昭和二十三年二月付内務省警保局通牒（忠霊塔、忠魂碑の措置について）」が公布され、撤去が命ぜられた。
- (74) 『北国毎日新聞』昭和十六年五月四日付。
- (75) 市町村レベルでの忠霊塔建設に関しては、以下のような規定が設けられた。群馬県の史料から引いておく。

〔忠霊塔建設二関スル件〕

標記ノ件ニ関シ別紙ヲ通り警察部長ヨリ指示有之候ニ付テハ該当事案有之候節
ハ本指示ニ依リ手続致サレ度此段及通牒候也追而在郷軍人分会長ニ対シテモ本趣
旨示達方取計ヒ相成度申添候

(別紙写)

昭和十七年七月十五日

県警察部長

各警察署長殿

〔忠霊塔建設二関スル件〕

財団法人大日本忠霊顕彰会及軍部ノ勳獎ニ依リ各市町村一ヶ所ノ忠霊塔(戦没者
ノ遺骨、遺髪、遺品等ヲ納ムル設備ヲ有スルモノ)ヲ建設ノ見込ナルガ、右ハ戦没
英霊ニ感謝ノ至念ヲ捧ゲ、一ハ以テ一般修養ノ聖地トシテ国民精神ノ昂揚ニ資シ、
一ハ以テ各遺族ノ個人墓地建設ニ際シ徒ニ華美杜大ヲ競ヒテ多額ノ出費ヲ為スガ如
キ弊風ヲ矯メ、更ニ遺骨ノ分散ヲ防止スルノ趣旨ニ依ルモノ有之、而シテ墓地新設
ニ関シテハ知事ノ許可ヲ、忠霊塔ニ付テハ、所轄警察署長ノ許可ヲ受クベキ規定ナ
ルモ、塔ノ形式等ニ関シテハ大日本忠霊顕彰会ニ於テ一定シ居リ、又之ガ建設趣旨
等ニ鑑ミ爾今市町村ニ於テ建設セントスル忠霊塔ニ限り右手続ノ繁鎖ヲ緩和シ墓地
新設並ニ忠霊塔建設(仮建設ヲ含ム)ハ之ヲ一括一本建トシ知事ノ許可ヲ受クベキ
コトト決定相成候条左記ニ依リ取扱ヒ過誤ナキヲ期セラルベシ

記

一、本趣旨ヲ至急関係市町村長、在郷軍人分会、連合分会長及分会長ニ示達スルコ
ト

二、忠霊塔建設許可申請書ニハ別記事項ヲ具備セシムルコト

三、地域ノ設定等ニ就テハ、昭和十四年二月十三日指示第三号ヲ参照ノ上墓地埋火
取締規則ノ制限ヲ緩和シ日夜参拝シ、或ハ国民修養上便宜ノ地ヲ選定セシムルコ
ト

尚主トシテ軍ニ於テ指導中ナルモ御真影奉安殿トノ距離ハ少クトモ五十米以上ヲ
保持セシメ尚学校、官公署等ノ敷地内ニアラザルコト

四、許可申請書ハ必ラス所轄警察署ヲ經由スル様指導スルコト

五、許可申請書ヲ受理シタルトキハ実地調査ノ上、意見ヲ附シ速カニ進達スルコト

(別紙)

〔忠霊塔建設許可申請書記載事項〕

一、建設者名

二、建設理由

三、建設地(地名、地番、地目、面積及土地所有者)

四、敷地ノ周囲二〇米以内ノ見取図(国道、府県道、鉄道、軌道、河川、神社、

官公署、学校、病院、公園、人家等ノ距離ヲ明記ノコト)

五、境界ヲ明カナラシムル施設概要

六、建設セントスル忠霊塔ノ設計概要及図面(仮建設、本建設ノ二様ヲ要ス)

七、塔ニ彫刻スベキ文字ノ写

八、建設費ノ収支概算書

九、附属建物ヲ建設スル場合ハ其ノ概要

一〇、市町村会ノ議決書謄本

一一、土地台帳謄本

備考

一、本申請書ハ知事宛トシニ通提出ノコト

二、所轄警察署ヲ經由スルコト

三、仮建設ヲ為シタル者ガ後日本建設ヲ為シタルトキハ其ノ旨遅滞ナク知事ニ届出
ツルコト

四、許可前ニ工事ヲ着手スルガ如キコトナキ様注意ノコト

(群馬県所蔵文書。福田前掲「群馬県における忠霊塔の建設と市町村」より再引)

(76) 編纂専門委員会編「志雄町史」(志雄町役場、一九七四年)四八二―四八三頁。

(77) 現地調査、ならびに編纂委員会編「戦後五十周年記念誌―憶う―」石川県遺族
連合会、一九九六年、一二五七―一二七頁参照。

(78) 根上町史編纂室所蔵「根上忠霊塔建設趣意書」。「同奉賛会会則」「同奉賛会案内」
「同寄付割当表」(昭和十七年十月)。いずれも、編纂専門委員会編「新修根上町

史史料編下」(根上町役場、一九九四年)三七〇―三七三頁に収録。なお、同項
は、福田晋・高木久留美氏の協力をえて、筆者が担当執筆した。

(79) マリタ前掲「壁、スクリーン、イメージ―ベトナム戦争記念碑―」四六頁。

(付記) 本稿脱稿後、川村邦光編「戦死者をめぐる宗教・文化の研究」(大阪大学
大学院文学研究科、二〇〇三年)がまとめられた。必ずしも「戦死者慰霊碑」に関し
てのみの研究集成ではないが、本研究報告書とも密接な関係をもつ労作であり、大変
示唆に富む研究報告といえよう。このような「戦死者慰霊」に関する近年の成果をふ
まえた上で、改めて検討の場を期したい。

(石川県立歴史博物館、国立歴史民俗博物館共同研究員)

(二〇〇二年五月一〇日受理、二〇〇二年七月二日審査終了)

Memorial Monuments to the War Dead and the “Home Front” Society: The Movement to Build Monuments to the Loyal War Dead in Ishikawa Prefecture

MOTOYASU Hiroshi

In recent years, there has been some progress in studies that look on war monuments as “non-bibliographic material” representing the “monumentalism” characteristic to modern society and the academic significance of such studies has gradually come to be understood. In this regard, it has been pointed out that war memorials “were not only symbols representing the act of “healing” but also played an important role in the “historicization and re-historicization of war.” In other words, war memorials have become the focus of debate with regard to the issue of how war should be remembered and who should be remembered.

In light of this situation, this paper first surveys the war monuments in Ishikawa Prefecture (Prewar times) as a whole, and then addresses the circumstances surrounding the building of the Seinan War memorial, i.e., the statue of Prince Yamatotakeru in Kenrokuen Garden, Kanazawa.

In addition, attention should be given to the fact that from the latter half of the Meiji Period, the shokonsai (memorial service for the war dead), which had previously been held in a shrine dedicated to the spirits of the war dead (shokonsha) in “Udatsuyama,” on the outskirts of the castle town, was held in Kenrokuen Park, at the center of the castle town, especially in front of *this Meiji Memorial Monument*. Since then it became usual for the memorial service of Kanazawa to be held on a large scale in the vicinity of Kenrokuen Park and, from around the time of the Sino-Japanese War, a “Society for the Preservation of the Shokonsai” was also organized.

On the other hand, keeping in mind the circumstances surrounding the establishment of the memorial monuments, memorial signs, and cenotaphs, this paper discusses the movement to build the “Kaetsu-no Memorial Monument for Loyalty to the Emperor” which occurred in the first part of the Showa Period and also the movement to build a memorial for the war dead (chureito). With the formation of a “home front” society as a backdrop, this paper introduces the characteristics of these movements (making comparisons with other prefectures) and their actual activities in Ishikawa Prefecture.